

分野別施策	関係省庁	推進状況
4 教育・育成		
<p>① 一貫した相談支援体制</p>	<p>82 障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の整備下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う。</p> <p>83 乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性にかんがみ、これまで進められてきた教育・療育施策を活用しつつ、障害のある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な相談支援体制の構築を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成15年度まで） ○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度） ○ 平成15年度から実施されている「特別支援教育体制推進事業（平成22年度より「特別支援教育総合推進事業）」を通じて「個別の教育支援計画の策定」を促進。 ○ 幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。（幼・小・中：平成19年度～、高：平成20年度～） ○ 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。（平成20年度～） <p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度～平成15年度） ○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月策定。 ○ 平成17年度より、障害のある子どもに対して、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制を整備するため、「特別支援教育体制推進事業（平成22年度より「特別支援教育総合推進事業）」の事業対象を幼稚園及び高等学校にも拡大。 ○ 平成19年度より、発達障害のある幼児の早期発見・早期支援を強化するため、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携した支援体制の整備や保護者等への相談支援の在り方について実践的な研究を行う「発達障害早期総合支援モデル事業」を実施。（平成21年度まで） ○ 平成19年度より、高等学校における発達障害のある生徒に対し、地域の大学、教育センターやハローワーク等の関係機関と連携し、ソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等、全国の高等学校の参考となるような具体的な支援の在り方について検討を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施。 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施（平成18年9月まで）。 <p style="text-align: center;">(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度)</p> <p style="text-align: center;">箇所数 536か所 578か所 656か所</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況																								
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等を提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。 ○ 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。 <table border="1" data-bbox="1596 443 2792 590" style="margin-left: 40px; margin-right: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>19か所</td> <td>23か所</td> <td>37か所</td> <td>52か所</td> <td>61か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>62か所</td> <td>64か所</td> <td>64か所</td> <td>65か所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ○ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる、小児科医や精神科医の養成方法等を検討するため、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、平成19年3月に報告書を取りまとめたところ。 ○ 3ヶ年のモデル事業として、様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施（平成20年度～）。さらに、平成23年度から「子どもの心の診療ネットワーク事業」として本格的に実施。 ○ ライフステージに応じた発達障害者への支援体制づくりを進めるため、都道府県内の各圏域で、教育・雇用を含む複数分野の関係者によるネットワークを構築する「発達障害者支援体制整備事業」を実施。 ○ 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う「巡回支援専門員整備事業」を実施。（平成23年度～） 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			62か所	64か所	64か所	65か所	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																					
箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所																					
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																						
	62か所	64か所	64か所	65か所																						
84 思春期の児童生徒についても、必要な支援を行う。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成15年度まで） ○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度） 																								
85 精神疾患について、関係機関が連携して早期発見のための相談支援体制を確立するとともに、学校等における正しい知識の普及を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 思春期児童の心のケアの専門家の養成のため、思春期精神保健対策研修事業を平成13年度から継続して実施。 ○ 平成13年度から平成15年度まで実施した「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」についての報告書・事例集を取りまとめた。（平成16年度） 																								
85 精神疾患について、関係機関が連携して早期発見のための相談支援体制を確立するとともに、学校等における正しい知識の普及を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度から平成15年度まで） ○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月に策定。 																								

分野別施策	関係省庁	推進状況								
<p>② 専門機関の機能の充実と多様化</p>	<p>86 近年の障害の重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、教育・療育機関の機能の充実を図り、地域や障害のある子どもの多様なニーズにこたえる地域の教育・療育のセンターとしての役割を担うための体制整備を図る。</p> <p>87 盲・聾・養護学校については、その在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、地域の保護者等への相談支援や小・中学校等における障害のある児童生徒等への計画的な教育的支援等を行う地域の障害のある子どもの教育のセンター的な役割も果たす学校へ転換を図る。</p>	<p>厚生労働省 文部科学省</p> <p>○精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務を行うとともに、正しい知識の普及啓発を行っている。</p> <p>○中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」における提言等を踏まえ、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した（平成19年4月1日より施行）。</p> <p>この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能（センター的機能）を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。</p> <p>○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度から平成15年度まで）</p> <p>○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月に策定。</p> <p>○ 平成16年1月、各教育委員会や学校において支援体制を整備する際に活用されることを目的として、「小・中学校におけるLD・ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を作成し、全ての教育委員会・小・中学校等に配付。</p> <p>厚生労働省</p> <p>○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施（平成18年9月まで）。</p> <table border="1" data-bbox="1596 1192 2404 1270"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等を提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</p> <p>文部科学省</p> <p>○ 中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」における提言等を踏まえて、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した（平成19年4月1日より施行）。</p> <p>この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能（センター的機能）を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。</p> <p>○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度から平成15年度まで）</p>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	箇所数	536か所	578か所	656か所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）							
箇所数	536か所	578か所	656か所							

分野別施策	関係省庁	推進状況								
	<p>88 療育機関については、施設の入所者だけでなく地域で生活する障害のある子どもに関しても有用で専門的な技術を有しており、これらの機関を活用してショートステイ、ホームヘルプサービス等のサービスの充実を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「障害のある子どものための地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月に策定。 ○ 特別支援学校の学習指導要領等において、特別支援学校は小・中学校等に在籍する児童生徒やその教育を担当する教師等に対して助言・援助を行ったり、保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすよう努めることを規定。（平成20年度～） ○ 障害児居宅介護等事業（平成18年度より「居宅介護事業」）、児童デイサービス事業及び短期入所事業の実施。 								
<p>③ 指導力の向上と研究の推進</p>	<p>89 学校外の専門家等の人材の活用、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、関係機関との有機的な連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉等の関係機関の連携による支援体制の構築や学校外部の専門家を活用した巡回相談等の実施などを行う「特別支援教育体制推進事業（平成22年度より「特別支援教育総合推進事業）」を47都道府県で実施。 ○ 「盲・聾・養護学校の専門性向上推進モデル事業」において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師の外部の専門家を活用した指導体制の構築等についての実践研究を10都府県に委嘱して実施。（平成15年度まで） ○ 「PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業」において、理学療法士等の外部専門家を活用した指導方法等の改善について実践研究を12県市に委託して実施。（平成21年度まで） ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、我が国唯一のナショナルセンターとして、LD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒に対する指導法等について、「発達障害教育指導者研究協議会」「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」等の専門的な研修を実施。 ○ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化・多様化等に対応した適切な教育を行うために、特別支援学校教員専門性向上事業を実施。（平成18年度～） <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施。（平成18年9月まで） <table border="1" data-bbox="1567 1499 2362 1570"> <tr> <td></td> <td>（平成15年度）</td> <td>（平成16年度）</td> <td>（平成17年度）</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。 		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	箇所数	536か所	578か所	656か所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）							
箇所数	536か所	578か所	656か所							

	分野別施策	関係省庁	推進状況
	<p>90 児童生徒等の障害の重度・重複化、多様化等を踏まえ、そのニーズに応じた教育の効果的な実施を確保するため、現在盲・聾・養護学校の学校ごとに特定されている特殊教育に係る免許制度の改善を図る。</p> <p>91 独立行政法人国立特殊教育総合研究所、大学等において、先導的な指導方法の開発や体制等に関する研究を一層推進するとともに、その成果等を教育現場等に円滑に普及するための情報提供を推進する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○ 中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」における提言等を踏まえ、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した（平成19年4月1日より施行）。</p> <p>この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能（センター的機能）を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。</p> <p>○ 免許法認定講習や校内研修プログラムの開発、多様な人材を活用した専門性の高い指導体制の構築等についての実践研究を14都府県に委嘱。（平成15年度まで）</p> <p>○ 特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査を実施し、教員の専門性の向上に努めている。</p> <p>○ 教育職員免許法上の「特殊教育の免許状」として、「盲学校特殊教科（理学療法）教諭の免許状」（平成19年度から「特別支援学校自立教科教諭免許状（理学療法）」）を創設。（平成16年7月～）</p> <p>○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（平成19年3月まで独立行政法人国立特殊教育総合研究所。以下同じ。）において、主たる研究として、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際研究－自立活動を中心に－」（平成12年度～平成15年度） ・「21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究」（平成13年度～平成15年度） ・「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」（平成13年度～平成15年度） ・「マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発」（平成13年度～平成15年度） ・「弱視児の視覚特性を踏まえた拡大教材に関する調査研究－弱視用拡大教材作成に関する開発及び支援について－」（平成14年度～平成15年度） ・「養護学校等における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究－知的障害養護学校における教育課程、指導法、環境整備を中心に－」（平成15年度～平成17年度） ・「小中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導に関する研究」（平成15～平成17年度） ・「特別支援教育コーディネーターに関する実践的研究」（平成15年度～平成17年度） ・障害のある児童生徒等の教育の総合的情報提供体制の構築と活用に関する実際研究（平成16年度） ・「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究」（平成16年度～平成18年度） ・「『個別の教育支援計画』の策定に関する実際研究」（平成16年度～平成17年度） ・「拡大教科書作成システムの開発とその教育効果の実践的研究」（平成16年度～平成18年度） ・小・中学校における障害のある子どもへの「教育支援体制に関する在り方」及び「交流及び共同学習」の推進に関する実際研究（平成16年度～平成19年度） ・交流及び共同学習に関する実際研究（平成17年度～平成19年度） ・特別支援学校における自閉症の特性に応じた指導パッケージの開発研究（平成18年度～平成19年度） ・小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究（平成18年度～平成19年度） ・発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究（平成18年度～平成19年度） ・特別支援教育における教育課程の編成・実施の推進に向けた実際研究（平成18年度） ・特別支援教育における教育課程の在り方に関する研究（平成20年度～平成21年度） ・障害のある子どもへの一貫した支援システムに関する研究（平成20年度～平成21年度）

	分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>① 社会的及び職業的自立の促進</p>	<p>92 障害のある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を行う個別の支援計画の策定など障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援体制を構築する。</p>	<p>文部科学省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自閉症スペクトラムの児童生徒に対する効果的な指導内容・指導方法に関する実際研究（平成20年度～平成21年度） ・ 小・中学校等における発達障害のある子どもへの教科教育等の支援に関する研究（平成20年度～平成21年度） ・ 特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究（平成22年度～平成23年度） ・ 特別支援学校（知的障害）高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する研究—必要性の高い指導内容の検討—（平成22年度～平成23年度） ・ 特別支援学級における自閉症のある児童生徒への国語科指導の実際—習得状況の把握と指導内容の編成及び実践を中心に—（平成22年度～平成23年度） ・ 発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実際研究—幼児教育から後期中等教育への支援の連続性—（平成22年度～平成23年度） ・ インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究（平成23年度～） ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究（平成23年度～） ・ デジタル教科書・教材及びICTの活用に関する基礎調査・研究（平成23年度～） <p>○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究成果に係る情報提供については、総合的な情報提供体制の整備に努め、下記のとおり情報提供を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年3月、独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成19年4月より独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）のWebサイトにポータルサイトを設置し、インターネットを活用し障害のある子どもの教育に関する情報を積極的に配信するとともに、研修事業の講義配信等を開始。 ・ 研究成果に基づくガイドブック・手引書、研究紀要、研究成果報告書等を作成し、関係諸機関への配布や、Webサイト上での公開を行うとともに、特別支援教育に関する図書資料の収集・整備、データベースの整備を推進。（「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」、「発達障害のある学生支援ガイドブック」、「自閉症教育実践ガイドブック」、「自閉症教育実践ケースブック」等を作成。（平成17年度まで）） ・ 国立特別支援教育総合研究所セミナーを2回（平成23年度より1回）開催し、研究成果の効果的な普及を実施したほか、都道府県等が行う研修等へ研究所員を講師として派遣。 <p>○ 平成20年度より「発達障害教育情報センター」において、インターネットを通じて同研究所における発達障害に関する研究成果を配信。</p> <p>○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成15年度まで）</p> <p>○ 高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。（平成15年度まで）</p> <p>○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度）</p>

	分野別施策	関係省	推進状況																																																												
	<p>93 後期中等教育及び高等教育への就学を支援するため、各学校や地域における支援の一層の充実を図るとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し、適切な医学的リハビリテーションや療育を提供し、日常生活動作等にかかわる療育を行うほか、保護者等の家庭における療育技術の習得を図るための支援を行う。</p> <p>94 地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、教育・療育機関は、関係機関と連携して生涯学習を支援する機関としての役割を果たす。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○ 幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。（幼・小・中：平成19年度～、高：平成20年度～）</p> <p>○ 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。（平成20年度～）</p> <p>○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成15年度まで）</p> <p>○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度）</p> <p>○ 中・高等学校の学習指導要領において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。（中：平成19年度～、高：平成20年度～）</p> <p>○ 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。（平成20年度～）</p> <p>○ 在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る重症心身障害児（者）通園事業を実施。</p> <table border="1" data-bbox="1513 1155 2700 1302"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>204か所</td> <td>229か所</td> <td>245か所</td> <td>263か所</td> <td>276か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>276か所</td> <td>286か所</td> <td>296か所</td> <td>308か所</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 我が国の生涯学習の中核的機関である放送大学において、社会人等の障害者を受け入れ。</p> <table border="1" data-bbox="1513 1407 2700 1764"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度第1学期)</td> <td>(平成16年度第1学期)</td> <td>(平成17年度第1学期)</td> </tr> <tr> <td>学部生</td> <td>502人（全学生の0.58%）</td> <td>435人（全学生の0.50%）</td> <td>445人（全学生の0.51%）</td> </tr> <tr> <td>大学院生</td> <td>25人（全学生の0.20%）</td> <td>32人（全学生の0.41%）</td> <td>30人（全学生の0.40%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成18年度第1学期)</td> <td>(平成19年度第1学期)</td> <td>(平成20年度第1学期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>449人（全学生の0.53%）</td> <td>448人（全学生の0.55%）</td> <td>449人（全学生の0.58%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>49人（全学生の0.69%）</td> <td>31人（全学生の0.50%）</td> <td>30人（全学生の0.50%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成21年度第1学期)</td> <td>(平成22年度第1学期)</td> <td>(平成23年度第1学期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>520人（全学生の0.69%）</td> <td>501人（全学生の0.65%）</td> <td>522人（全学生の0.68%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>31人（全学生の0.55%）</td> <td>55人（全学生の0.98%）</td> <td>45人（全学生の0.86%）</td> </tr> </table> <p>○ 障害者に対する配慮として、放送大学において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習支援施設である学習センターのバリアフリー化。（エレベータやスロープの付設、障害者用トイレの付設など） ・字幕番組の制作、放送。 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	204か所	229か所	245か所	263か所	276か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			276か所	286か所	296か所	308か所			(平成15年度第1学期)	(平成16年度第1学期)	(平成17年度第1学期)	学部生	502人（全学生の0.58%）	435人（全学生の0.50%）	445人（全学生の0.51%）	大学院生	25人（全学生の0.20%）	32人（全学生の0.41%）	30人（全学生の0.40%）		(平成18年度第1学期)	(平成19年度第1学期)	(平成20年度第1学期)		449人（全学生の0.53%）	448人（全学生の0.55%）	449人（全学生の0.58%）		49人（全学生の0.69%）	31人（全学生の0.50%）	30人（全学生の0.50%）		(平成21年度第1学期)	(平成22年度第1学期)	(平成23年度第1学期)		520人（全学生の0.69%）	501人（全学生の0.65%）	522人（全学生の0.68%）		31人（全学生の0.55%）	55人（全学生の0.98%）	45人（全学生の0.86%）
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																										
箇所数	204か所	229か所	245か所	263か所	276か所																																																										
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																											
	276か所	286か所	296か所	308か所																																																											
	(平成15年度第1学期)	(平成16年度第1学期)	(平成17年度第1学期)																																																												
学部生	502人（全学生の0.58%）	435人（全学生の0.50%）	445人（全学生の0.51%）																																																												
大学院生	25人（全学生の0.20%）	32人（全学生の0.41%）	30人（全学生の0.40%）																																																												
	(平成18年度第1学期)	(平成19年度第1学期)	(平成20年度第1学期)																																																												
	449人（全学生の0.53%）	448人（全学生の0.55%）	449人（全学生の0.58%）																																																												
	49人（全学生の0.69%）	31人（全学生の0.50%）	30人（全学生の0.50%）																																																												
	(平成21年度第1学期)	(平成22年度第1学期)	(平成23年度第1学期)																																																												
	520人（全学生の0.69%）	501人（全学生の0.65%）	522人（全学生の0.68%）																																																												
	31人（全学生の0.55%）	55人（全学生の0.98%）	45人（全学生の0.86%）																																																												

分野別施策	関係省庁	推進状況								
		<ul style="list-style-type: none"> ・単位認定試験の受験に際し、試験時間の延長や、音声、点字による出題。 ・大学院（修士全生）の入学選考の際に障害の程度に応じて、試験時間の延長などの特別措置を実施。 ・保健体育科目として、身体障害者に対する体育実技授業科目の開設。 ・視覚障害者に対する修学環境の整備を図るため、印刷教材を音声出力や点字表示するためのテキストデータの提供等を実施。 ・面接授業において障害の状態に合わせ、適切な座席の確保。 								
<p>⑤ 施設のバリアフリー化の促進</p>	<p>95 教育・療育施設において、障害の有無にかかわらず様々な人々が、適切なサービスを受けられ、また、利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進する。</p> <p>96 障害のある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加えて情報機器等学習を支援する機器・設備等の整備を推進する。</p>	<p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行（平成15年4月）に伴い、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 「学校施設バリアフリー化推進指針」を平成16年3月に策定し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 具体的な計画・設計手法等に関する事例を紹介した「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」を平成17年3月に作成し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行（平成18年12月）に伴い、盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）の既存建物が基準適合努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 学校施設のバリアフリー化に積極的に取り組んでいる地方公共団体の活動状況を紹介した「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」を平成19年6月に作成し、各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 特別支援教育を推進するため、「特別支援学校施設整備指針」を平成19年7月に策定するとともに、小学校施設整備指針等の特別支援教育関連規定の一部改訂を行い、各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 特別支援学校や小・中学校等の施設整備事例を紹介した「特別支援教育推進のための学校づくりを目指して～特別支援教育を推進するための施設整備事例集～」を平成20年6月に作成し、各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 特別支援学校の学習指導要領等の改訂などに伴い、「特別支援学校施設整備指針」を平成23年3月に改訂し、各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 学校施設のバリアフリー化に係る指針や事例集について、研修会等を通じて普及啓発活動を実施。 ○ 学校施設のバリアフリー化に係る取組みについて、スロープ、障害者用トイレ、エレベータ等の整備について国庫補助の対象とするなど、設置者のバリアフリー化の推進を支援。 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリーのまちづくり活動事業によって、障害者の利用しやすい施設・整備の促進（平成18年3月まで）。 <table border="1" data-bbox="1484 1638 2315 1722"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>整備数</td> <td>20か所</td> <td>9か所</td> <td>9か所</td> </tr> </table> <p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校（平成18年度までは盲・聾・養護学校）又は小・中学校の特別支援学級（平成18年度までは特殊学級）等において障害に適應した教育を実施する上で必要とする設備を整備するために要する経費の一部を補助。平成17年度より一般財源化により地方において整備。 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	整備数	20か所	9か所	9か所
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)							
整備数	20か所	9か所	9か所							

分野別施策		関係省庁	推進状況																																																																																																																												
			(平成15年度) 都道府県・市町村数 339か所	(平成16年度) 265か所																																																																																																																											
5 雇用・就業																																																																																																																															
① 障害者の雇用の場の拡大 ア 障害者雇用率制度を柱とした施策の推進	97 障害者雇用率制度は、障害者の雇用促進策の根幹となる柱であり障害者に自立や社会参加の機会を提供する強力な後ろ盾となる制度である。今後とも当該制度を中心として、障害者雇用の一層の促進を図る。	厚生労働省	<p>○ 民間企業等における実雇用率 ※〔 〕内は法定雇用率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年6月1日)</th> <th>(平成16年6月1日)</th> <th>(平成17年6月1日)</th> <th>(平成18年6月1日)</th> <th>(平成19年6月1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(平成20年6月1日)</td> <td>(平成21年6月1日)</td> <td>(平成22年6月1日)</td> <td>(平成23年6月1日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間企業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般の民間企業〔1.8%〕</td> <td>1.48%</td> <td>1.46%</td> <td>1.49%</td> <td>1.52%</td> <td>1.55%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.59%</td> <td>1.63%</td> <td>1.68%</td> <td>1.65%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊法人等〔2.1%〕</td> <td>2.09%</td> <td>1.71%</td> <td>1.53%</td> <td>1.56%</td> <td>1.97%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.05%</td> <td>2.11%</td> <td>2.24%</td> <td>2.08%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国及び地方公共団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国の機関〔2.1%〕</td> <td>2.19%</td> <td>2.15%</td> <td>2.14%</td> <td>2.17%</td> <td>2.17%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.18%</td> <td>2.17%</td> <td>2.29%</td> <td>2.24%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県の機関〔2.1%〕</td> <td>2.49%</td> <td>2.28%</td> <td>2.34%</td> <td>2.37%</td> <td>2.42%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.44%</td> <td>2.48%</td> <td>2.50%</td> <td>2.39%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村の機関〔2.1%〕</td> <td>2.45%</td> <td>2.20%</td> <td>2.21%</td> <td>2.23%</td> <td>2.28%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.33%</td> <td>2.37%</td> <td>2.40%</td> <td>2.23%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県等の教育委員会〔2.0%〕</td> <td>1.24%</td> <td>1.33%</td> <td>1.39%</td> <td>1.46%</td> <td>1.55%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.62%</td> <td>1.72%</td> <td>1.78%</td> <td>1.77%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ ハローワークによる障害者の就職件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就職件数</td> <td>32,885件</td> <td>35,871件</td> <td>38,882件</td> <td>43,987件</td> <td>45,565件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>44,463件</td> <td>45,257件</td> <td>52,931件</td> <td>59,367件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 上記の他の取組については、下記の項目番号98～106を参照。</p>						(平成15年6月1日)	(平成16年6月1日)	(平成17年6月1日)	(平成18年6月1日)	(平成19年6月1日)		(平成20年6月1日)	(平成21年6月1日)	(平成22年6月1日)	(平成23年6月1日)		民間企業						一般の民間企業〔1.8%〕	1.48%	1.46%	1.49%	1.52%	1.55%		1.59%	1.63%	1.68%	1.65%		特殊法人等〔2.1%〕	2.09%	1.71%	1.53%	1.56%	1.97%		2.05%	2.11%	2.24%	2.08%		国及び地方公共団体						国の機関〔2.1%〕	2.19%	2.15%	2.14%	2.17%	2.17%		2.18%	2.17%	2.29%	2.24%		都道府県の機関〔2.1%〕	2.49%	2.28%	2.34%	2.37%	2.42%		2.44%	2.48%	2.50%	2.39%		市町村の機関〔2.1%〕	2.45%	2.20%	2.21%	2.23%	2.28%		2.33%	2.37%	2.40%	2.23%		都道府県等の教育委員会〔2.0%〕	1.24%	1.33%	1.39%	1.46%	1.55%		1.62%	1.72%	1.78%	1.77%			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	就職件数	32,885件	35,871件	38,882件	43,987件	45,565件		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			44,463件	45,257件	52,931件	59,367件	
		(平成15年6月1日)	(平成16年6月1日)	(平成17年6月1日)	(平成18年6月1日)	(平成19年6月1日)																																																																																																																									
	(平成20年6月1日)	(平成21年6月1日)	(平成22年6月1日)	(平成23年6月1日)																																																																																																																											
民間企業																																																																																																																															
一般の民間企業〔1.8%〕	1.48%	1.46%	1.49%	1.52%	1.55%																																																																																																																										
	1.59%	1.63%	1.68%	1.65%																																																																																																																											
特殊法人等〔2.1%〕	2.09%	1.71%	1.53%	1.56%	1.97%																																																																																																																										
	2.05%	2.11%	2.24%	2.08%																																																																																																																											
国及び地方公共団体																																																																																																																															
国の機関〔2.1%〕	2.19%	2.15%	2.14%	2.17%	2.17%																																																																																																																										
	2.18%	2.17%	2.29%	2.24%																																																																																																																											
都道府県の機関〔2.1%〕	2.49%	2.28%	2.34%	2.37%	2.42%																																																																																																																										
	2.44%	2.48%	2.50%	2.39%																																																																																																																											
市町村の機関〔2.1%〕	2.45%	2.20%	2.21%	2.23%	2.28%																																																																																																																										
	2.33%	2.37%	2.40%	2.23%																																																																																																																											
都道府県等の教育委員会〔2.0%〕	1.24%	1.33%	1.39%	1.46%	1.55%																																																																																																																										
	1.62%	1.72%	1.78%	1.77%																																																																																																																											
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																										
就職件数	32,885件	35,871件	38,882件	43,987件	45,565件																																																																																																																										
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																																																																											
	44,463件	45,257件	52,931件	59,367件																																																																																																																											
98 個別の企業に対する日常的な指導の充実や、実雇用率の低い企業に対する雇入れ計画の作成命令等の指導の厳格化を図る一方、障害者雇用のための企業の取組を後押しするため、各種助成金についても、より効果的な活用が図られる方向で改善を図る。	厚生労働省	<p>○ 平成23年6月1日現在における雇用率未達成の企業（41,211企業）に対し、個別指導、雇用率達成セミナー等により指導を実施。</p> <p>○ 実雇用率が著しく低く、かつ、障害者雇用率を達成するために雇入れなければならない障害者数が一定以上の企業に対し、平成23年度においては雇入れ計画作成命令363件、適正実施勧告165件、特別指導80件、企業名の公表3件（うち再公表1件）を実施。</p> <p>○ 雇用率達成に向け、平成18年4月に厚生労働大臣が閣僚懇談会において、障害者雇用の一層の促進について各大臣に要請するとともに公的機関、経済団体及び業種別団体に対し、厚生労働大臣名で要請。</p> <p>○ 各種助成金について、より効果的な活用が図られるよう見直しを実施。（平成17年10月）</p>																																																																																																																													

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>99 精神障害者については、今後障害者雇用率制度の対象とするための検討を進めることとし、そのために、関係者の理解を図りつつ、精神障害者の把握・確認方法の確立、企業における精神障害者雇用の実態把握など障害者雇用率制度を適用するために必要な検討、準備を着実に進める。</p> <p>100 採用後に発病した精神障害者については円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策の充実を図る。</p> <p>101 除外率制度については、平成16年度より段階的に縮小を進め、一定の準備期間を置いて廃止を目指す。</p> <p>102 国及び地方公共団体の除外職員制度についても、企業との均衡を考慮して同様の方向で進める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>全省庁</p>	<p>○ 平成20年度2次補正予算により障害者初回雇用奨励金及び特例子会社等設立促進助成金を創設、平成21年度予算により事業協同組合等雇用促進事業助成金、発達障害者雇用開発助成金及び難治性疾患患者雇用開発助成金を創設。</p> <p>○ 平成22年度予算により精神障害者雇用安定奨励金を創設。</p> <p>○ 平成23年度予算により職場支援従事者配置助成金を創設。</p> <p>○ 精神障害者の雇用の促進等に関する研究会報告書（平成16年5月）及び労働政策審議会意見書（平成16年12月）を踏まえ、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者を各事業主の雇用率の算定対象とすることを内容とする改正障害者雇用促進法が施行。（平成18年4月）</p> <p>○ 平成21年度より、精神障害者の雇用・定着のための取組を事業所に委託し、そのノウハウを構築し、他の事業所にも普及することを目的とした精神障害者雇用促進モデル事業を実施。</p> <p>○ 平成22年6月に、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」として、「精神障害者の雇用義務化を図ることを含め、積極的差別是正措置としてより実効性のある具体的な方策を検討し、平成24年度内を目途にその結論を得る」ことを閣議決定。</p> <p>○ 平成23年10月から、障害者雇用率制度を含む障害者雇用促進制度における障害者の範囲等について検討を行う障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会を開催。</p> <p>○ 休職中の精神障害者の円滑な職場復帰に向けた効果的な支援技法を開発するため、高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて、リワークプログラムを開発（平成15年度まで）。これを踏まえ、6つの地域障害者職業センター（北海道・東京・愛知・大阪・広島・福岡）において、精神障害者職場復帰支援事業（リワーク事業）を導入し、うつ病等により休職中の精神障害者に対する職場復帰支援を開始した（平成16年4月～）。さらに、精神障害者及び事業主に対する支援を強化するため、全国の地域障害者職業センターにおいて、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置し、主治医等との連携の下、新規雇い入れ、職場復帰、雇用継続にかかる様々な支援ニーズに対する総合的な支援を開始（平成17年10月～）。</p> <p>○ 平成16年4月より、除外率設定業種の除外率について一律10%の引下げを実施。</p> <p>○ 平成22年7月より、除外率設定業種の除外率について一律10%の引下げを実施。</p> <p>○ 「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「公務部門における障害者雇用推進チーム」を設置し、働くことを通じて障害のある人が積極的に社会参加できるよう、国が率先して障害者雇用の機会を作り出す方策について総合的に検討し、平成21年3月「公務部門における障害者雇用ハンドブック」を作成。</p>
	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 平成16年4月より、除外職員の範囲を一部の例外に限るとともに、除外職員ではなくなる職種の職員がいる機関について、当該職員が職員総数に占める割合を基に、雇用義務の軽減割合を約10%ポイント引き下げた除外率を設定すること等を内容とする制度見直しを実施。</p> <p>○ 平成22年7月より、除外率設定機関の除外率について一律10%の引下げを実施。</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況																																				
103 企業に対する啓発活動の充実を図るとともに、雇用管理のノウハウの情報提供に努める。	厚生労働省	<p>○ 平成22年9月の「障害者雇用支援月間」（高齢・障害・求職者雇用支援機構主催、厚生労働省後援）にあわせ、障害者の職業的自立の意欲を喚起するとともに、障害者の雇用に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を一層深めるため、障害者雇用優良事業所等を表彰。平成22年度の優良事業所等として、障害者雇用優良事業所32社、障害者雇用の促進と職業の安定に貢献した個人2人、優秀勤労障害者37人に厚生労働大臣表彰を実施。</p> <p>○ 企業に対する障害者雇用の啓発及び雇用管理のノウハウの情報提供の取組について、高齢・障害・求職者雇用支援機構において、次の事項を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月の「障害者雇用支援月間」を中心とし、優良事業所等の表彰、職場改善好事例募集、月間ポスターの原画募集、月間ポスター原画入賞作品展示会の開催、障害者ワークフェアの開催等を通じ企業に対する啓発活動を実施。 ・事業所における障害者の雇用促進及び職場定着を図るため、障害者雇用アドバイザーによる事業主に対する雇用計画・雇用管理に係る雇用相談援助業務（22,007件（平成18年度）、23,579件（平成19年度）、26,453件（平成20年度）、25,728件（平成21年度）、27,660件（平成22年度））、職場定着推進チームの設置勸奨及び育成の指導を実施（平成18年度指導件数5,732件、チーム設置数12,774か所（平成19年度指導件数5,923件、チーム設置数13,124か所（平成20年度指導件数6,075件、チーム設置数13,226か所（平成21年度指導件数4,192件、チーム設置数13,394か所）。また、職場定着推進チーム育成指導に活かすための「職場定着推進マニュアル」を改訂、「職場定着推進チームパンフレット」を増補、改訂。（平成20年度）。 ・障害者の能力と適性に応じた雇用の促進と職場定着を図るため、障害者雇用エキスパートによる事業主に対する雇用相談援助業務（1,121件（平成23年度））を実施。 ・事業主及び雇用管理担当者等に対して、「雇用促進・雇用計画」、「定着・雇用継続」、「能力発揮・環境整備」に関する各種の講習を実施（平成18年度は全国で348回、参加者23,676人、平成19年度は全国で334回、参加者23,706人、平成20年度は全国で353回、参加者25,505人、平成21年度は全国で353回、参加者27,898人）。 <p>また、講習の内容を広く周知する目的で障害者雇用管理等講習資料シリーズ「CSR（企業の社会的責任）と障害者の雇用」（平成18年度）、「精神障害者の障害特性と配慮事項」（平成19年度）、「IT技術、技能の向上が切り開く障害者の今・未来-第30回（アビリンピック）記念シンポジウム-」（平成20年度）、「聴覚障害者の職場定着、雇用継続について」（平成21年度）、「精神障害者の募集・採用について」（平成22年度）、「小売業における障害者雇用の促進について」（平成23年度）を作成。</p> <p>・5人以上の障害者を雇用する事業所において選任することとされている、障害者職業生活相談員に対する資格認定講習を実施（平成18年度は全国で57回、受講者3,429人）（平成19年度は全国で61回、受講者3,709人）（平成20年度は全国で65回、受講者3,940人）（平成21年度は全国で68回、受講者4,157人）（平成22年度は全国で68回、受講者3,881人）（平成23年度は全国で69回、受講者4,016人）</p> <p>また、講習用テキストとして「障害者職業生活相談員資格認定講習テキスト（障害者雇用ガイドブック）」と視覚障害者にも利用できるCD-ROM版テキストを毎年度内容を更新し作成。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1533 2760 1764"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習実施数（全国）</td> <td>55回</td> <td>58回</td> <td>59回</td> <td>57回</td> <td>61回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>65回</td> <td>68回</td> <td>68回</td> <td>69回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>2,888人</td> <td>3,105人</td> <td>3,271人</td> <td>3,429人</td> <td>3,709人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,940人</td> <td>4,157人</td> <td>3,881人</td> <td>4,016人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・事業主を対象とした障害者の職域拡大及び雇用管理に関する報告書・マニュアル等を作成し、事業主及び関係機関等へ配布。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		講習実施数（全国）	55回	58回	59回	57回	61回		65回	68回	68回	69回		受講者数	2,888人	3,105人	3,271人	3,429人	3,709人		3,940人	4,157人	3,881人	4,016人	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																	
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																		
講習実施数（全国）	55回	58回	59回	57回	61回																																	
	65回	68回	68回	69回																																		
受講者数	2,888人	3,105人	3,271人	3,429人	3,709人																																	
	3,940人	4,157人	3,881人	4,016人																																		

分野別施策	関係省庁	推進状況
104 経営者団体においても、障害者雇用についての相談に応じるなど障害者の雇用管理のノウハウの提供が行われることが望まれる。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・地域障害者職業センターにおいて、事業主のニーズに応じたジョブコーチ支援の積極的な実施、事業主支援ワークショップの開催、事業主支援計画に基づく体系的支援の実施などにより、障害者の雇用管理に関する専門的な支援を実施。 ・平成16年度は、報告書等として「障害者のキャリア形成・在職障害者の能力開発のための実情に関する研究調査Ⅰ」を作成。 ・平成17年度は、報告書等として「障害者のキャリア形成・在職障害者の能力開発の実情に関する研究調査Ⅱ」を作成。 ・平成18年度は、報告書として「重度障害者（聴覚障害者）の職域開発に関する研究Ⅲ」「精神障害者の職業的自立に向けた訪問型個別就労支援の方法に関する研究Ⅱ」「重複障害者（盲ろう者）の就業の実情に関する研究調査」「重度障害者雇用事業所における障害者雇用状況に関する調査—精神障害者の採用方針及び雇用管理を中心に—」、マニュアルとして「道路貨物運送業における障害者の雇用促進」、コミック版マニュアルとして、「精神障害者と働く」事例集として「内部障害者のための職場改善に関する好事例集」、ビデオ資料として「ともに積み重ねよう障害者雇用のステップ—肢体不自由者の雇用をすすめるために—」を作成。 ・平成19年度は、報告書として「中小企業における障害者の雇用の促進及び安定支援に関する研究調査」、「特例子会社における精神障害者雇用のケーススタディ」等、コミック版マニュアルとして「聴覚障害者とともに働く」、ビデオ資料として「ひとりひとりを大切に—知的障害者の可能性を広げる中小企業—」等11件の成果物を作成。 ・平成20年度は、報告書として「中途障害者の継続雇用に関する実態調査～精神障害者を中心とする実態の把握～」、「知的障害者の事務従事者の雇用の実態に関する調査」等、マニュアルとして「障害者の在宅勤務・在宅就業ケーススタディ～20の多様な働き方～」、ビデオ資料として「いつまでも輝いていたいから～聴覚障害者を活かす中小企業の挑戦～」等9件の成果物を作成。 ・平成21年度は、報告書として「障害者の加齢・高齢化に対応した継続雇用の在り方に関する調査研究」等、マニュアルとして「HIVによる免疫機能障害者の雇用促進」等7件の成果物を作成。 ・平成22年度は、報告書として「重度障害者雇用事業所における重度障害者等を雇用する際の募集・選考・採用・配置の方法に関する調査研究」、事例集として「上肢に障害を有する肢体不自由者のための職場改善好事例集」「視覚障害者の雇用事例集～支援機関を活用して職域拡大に取り組む～」、DVD 資料として「理解する心、支えあう職場～精神障害者雇用への道～」の成果物を作成するとともに、コミック版マニュアル「知的障害者と働く」他3件のマニュアルを改訂。 ・平成23年度は、報告書として「多様化する特例子会社の経営・雇用管理の現状及び課題の把握・分析に関する調査」、コミック版マニュアルとして「発達障害者と働く」、事例集として「発達障害者のための職場改善好事例集」の成果物を作成するとともに、「はじめからわかる障害者雇用～事業主のためのQ&A集」他2件のマニュアルを改訂。 ・障害者雇用事例リファレンスサービスホームページを作成し、障害者雇用モデル事例を提供している。 ・難病者の就労実態の調査及びその障害状況に応じた雇用管理のあり方に係る調査・研究を行うため、「難病者の雇用管理のための調査研究会」において検討した。また、ここで作成した「難病のある人の雇用管理・就業支援ガイドライン」、「難病を理解するために」を全国の関係機関に配布。（平成16年度～平成18年度） ・平成18年度は障害者の雇用促進を図るため、発達障害支援センターと連携して、発達障害支援関係者に対する支援ノウハウの付与のための講習を実施するとともに、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを開催し、発達障害の就労支援を行うための共通基盤を整備する「発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業」を全国4か所で実施。 ・平成17年度に「発達障害者雇用支援促進マニュアル開発事業」を実施し、「発達障害のある人の雇用管理マニュアル」を作成。 <p>○ 精神障害者については、身体障害者や知的障害者に比べて雇用になじみのある事業主が多いことから、精神障害者の雇用に関する助言や各種支援策に関する情報提供を行う相談窓口を設置する精神障害者雇用環境整備事業を事業主団体（8団体）に委託して実施。（平成18年度まで）</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況																																																																																																
イ 障害者の能力・特性に応じた職域の拡大	105 障害者の教員免許取得状況等を踏まえつつ、教育委員会における実雇用率上昇のための取組について検討する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業向けの専門相談窓口を設け、経営の専門家が、障害者雇用について、特例子会社の設立や障害者の雇用管理を始めとした企業が抱える課題に対して助言等を行う事業を民間団体（1団体）に委託して実施。（平成22年度から） ○ 毎年度送付している「教員採用等の改善に係る取組事例」の通知にて、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、教員採用選考における身体に障害のある者に配慮し、障害者の採用拡大に向けて取組を進めるよう依頼。 																																																																																																
	106 国、地方公共団体において障害者雇用の取組を行いやすくするため、より広い職域での雇用が可能となるよう、関係する行政機関等で合算して実雇用率を算定する方式の活用を進める。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国及び地方公共団体の機関に係る特例の認定について実施。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国認定件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>都道府県認定件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>市町村認定件数</td> <td>6件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>70件</td> <td>21件</td> <td>24件</td> <td>47件</td> <td>42件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>41件</td> <td>30件</td> <td>34件</td> <td>46件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		国認定件数	1件	0件	2件	0件	0件	都道府県認定件数	0件	0件	0件	0件	0件	市町村認定件数	6件	1件	1件	1件	2件		2件	2件	0件	1件			70件	21件	24件	47件	42件		41件	30件	34件	46件																																													
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																														
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																																															
国認定件数	1件	0件	2件	0件	0件																																																																																														
都道府県認定件数	0件	0件	0件	0件	0件																																																																																														
市町村認定件数	6件	1件	1件	1件	2件																																																																																														
	2件	2件	0件	1件																																																																																															
	70件	21件	24件	47件	42件																																																																																														
	41件	30件	34件	46件																																																																																															
	107 重度障害者多数雇用事業所や特例子会社における障害者雇用の取組を支援するとともに、その蓄積されたノウハウをいかし、障害者の能力・特性に応じた更なる職域の拡大に努める。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度障害者等を多数労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、これら障害者のために事業施設等の設置・整備を行う場合に費用の一部を助成する「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」を支給。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給件数</td> <td>21件</td> <td>20件</td> <td>34件</td> <td>31件</td> <td>44件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35件</td> <td>31件</td> <td>32件</td> <td>24件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特例子会社の設立については、各ハローワークにおいて支援。特に平成15年度においては、法定雇用率未達成企業を中心に積極的に指導を実施。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>21社</td> <td>27社</td> <td>30社</td> <td>26社</td> <td>30社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24社</td> <td>28社</td> <td>36社</td> <td>37社</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特例子会社の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例子会社数</td> <td>139社</td> <td>162社</td> <td>188社</td> <td>211社</td> <td>237社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>255社</td> <td>279社</td> <td>308社</td> <td>340社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特例子会社における雇用障害者数</td> <td>3,491人</td> <td>4,186人</td> <td>4,853人</td> <td>5,695人</td> <td>6,650人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,679人</td> <td>8,635人</td> <td>9,516人</td> <td>10,883人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度2次補正予算から、特例子会社等設立促進助成金を創設 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給実績</td> <td>0件</td> <td>16件</td> <td>48件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の他の取組については、下記の項目番号108～110を参照 						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		支給件数	21件	20件	34件	31件	44件		35件	31件	32件	24件			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		認定件数	21社	27社	30社	26社	30社		24社	28社	36社	37社			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		特例子会社数	139社	162社	188社	211社	237社		255社	279社	308社	340社		特例子会社における雇用障害者数	3,491人	4,186人	4,853人	5,695人	6,650人		7,679人	8,635人	9,516人	10,883人			(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	支給実績	0件	16件	48件
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																														
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																																															
支給件数	21件	20件	34件	31件	44件																																																																																														
	35件	31件	32件	24件																																																																																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																														
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																																															
認定件数	21社	27社	30社	26社	30社																																																																																														
	24社	28社	36社	37社																																																																																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																														
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																																															
特例子会社数	139社	162社	188社	211社	237社																																																																																														
	255社	279社	308社	340社																																																																																															
特例子会社における雇用障害者数	3,491人	4,186人	4,853人	5,695人	6,650人																																																																																														
	7,679人	8,635人	9,516人	10,883人																																																																																															
	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																																																
支給実績	0件	16件	48件																																																																																																

分野別施策		関係省庁	推進状況																								
ウ 障害者の働きやすい多様な雇用・就業形態の促進	108 障害者がその能力にふさわしい処遇を受け、労働条件面を含む職業生活の質の向上を図ることができるよう、諸条件の整備に努める。	厚生労働省	○ 障害者雇用促進法第10条に基づき、求人条件に雇用差別等がある場合においては、ハローワークにおいて適正化に関する指導を実施。 ○ ハローワークにおいて、就職後も、障害者が劣悪な労働条件での就労を強いられることのないよう、職場定着指導の他、障害者雇用連絡会議等により、労働基準監督署等をはじめとする関係機関との連携を図る。																								
	109 重度障害者多数雇用事業所については、今後とも障害者雇用の先駆的な取組を促すべく助成金制度による支援を行う。	厚生労働省	○ 重度障害者等を多数労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、これら障害者のために事業施設等の設置・整備を行う場合に費用の一部を助成する「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」を支給。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>支給件数</td> <td>21件</td> <td>20件</td> <td>34件</td> <td>31件</td> <td>44件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>35件</td> <td>31件</td> <td>32件</td> <td>24件</td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	支給件数	21件	20件	34件	31件	44件		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			35件	31件	32件	24件	
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																					
	支給件数	21件	20件	34件	31件	44件																					
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																							
	35件	31件	32件	24件																							
110 特例子会社制度を積極的に活用し、グループ内企業に共通する業務の集中処理等による障害者雇用の拡大を図るとともに、グループ企業全体の雇用を促進する。	厚生労働省	○ 特例子会社を有する企業が、関係する子会社も含めて障害者雇用を進める場合に、企業グループでの雇用率算定を可能とする、特例子会社制度のグループ適用の認定を推進。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>10件</td> <td>21件</td> <td>25件</td> <td>13件</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>19件</td> <td>25件</td> <td>12件</td> <td>16件</td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	認定件数	10件	21件	25件	13件	13件		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			19件	25件	12件	16件		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																						
認定件数	10件	21件	25件	13件	13件																						
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																							
	19件	25件	12件	16件																							
111 短時間雇用、在宅就業等の普及は障害者がその能力や特性に応じて働くための機会の増大につながるものであり、必要な支援、環境づくりに取り組む。	厚生労働省	○ 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成16年4月）及び労働政策審議会意見書（平成16年12月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して、特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行（平成18年4月）。 ○ 障害者雇用義務制度の対象に短時間労働者も含めること等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行（平成22年7月）																									
112 直ちにフルタイムで働くことが困難な障害者等を念頭に、短時間雇用のための支援策の充実を図る。	厚生労働省	○ 平成15年4月から障害者雇用納付金制度に基づく助成金について、新たに精神障害者については、1週間の勤務時間が15時間以上20時間未満の労働者についても対象とし、平成18年4月からは、1週間の勤務時間が20時間以上30時間未満の労働者についても対象とするよう措置。 ○ 障害者雇用義務制度の対象に短時間労働者も含めること等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行（平成22年7月）。 ○ 平成20年4月に、精神障害者等を対象としたステップアップ雇用奨励金を創設。																									
113 通勤の困難な重度障害者等を念頭に、在宅就業におけるIT活用を推進する。	厚生労働省	○ 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成16年4月）及び労働政策審議会意見書（平成16年12月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して、特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行。（平成18年4月）																									

分野別施策	関係省庁	推進状況
	116 在宅就業を行う障害者の仕事の受発注や技能の向上に係る援助を行う支援機関の育成、支援等の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者職業能力開発学校において、平成22年度は、OAシステム、システム設計などのIT技能の付与を図る訓練を18校で実施。平成23年度は、18校で実施した。 ○ ITを活用した障害者の在宅就業の推進を図るため先駆的な取組を行う全国7か所の在宅就業支援団体のノウハウを活用し、新たに支援に取り組む団体へのノウハウの提供を行い、障害者の在宅就業のさらなる普及を図る「重度障害者在宅就業推進事業」を実施。（平成20年度まで） ○ 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成16年4月）及び労働政策審議会意見書（平成16年12月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行（平成18年4月） ○ 都道府県地域生活支援事業として「重度障害者在宅就労促進特別事業」の実施を可能とした。
オ 障害者の雇用・就業を行う事業の活性化	117 障害者雇用等の社会的意義を踏まえ、国の行う契約の原則である競争性、経済性、公平性等の確保に留意しつつ、官公需における障害者多数雇用事業所等及び障害者雇用率達成状況への配慮の方法について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年2月に、障害者福祉施設等への発注促進のため、全省庁の会計担当者を集めた会議を開催するとともに、平成21年3月に各府省庁宛に、内閣府と厚生労働省連名により通知を発出。 ○ 平成20年度税制改正において、障害者の「働く場」に対する発注促進税制を創設し、福祉施設等に業務を発注した企業に対して税制上の優遇を行っている。 ○ 平成21年2月に、地方公共団体に対し、障害福祉施設等に対する官公需の発注等への配慮について通知を発出
カ 障害者の創業・起業等の支援	118 自ら創業・起業を行うような挑戦意欲のある障害者を支援するため、その実状や実態に係る調査を実施するなど具体的ニーズの把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、障害者の創業・起業に必要な資金調達の円滑化に資する施策など必要な方策を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得世帯、障害者世帯等に対して資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより安定した生活が送れるよう各都道府県社会福祉協議会において生活福祉資金貸付事業が実施されており、その資金種類の1つとして「福祉資金（生業費）」を設けることにより障害者世帯が生業を営むことを支援。
②総合的な支援施策の推進 ア 保健福祉、教育との連携を重視した職業リハビリテーションの推進	119 障害者によるNPO等の非営利団体の設立、創業・起業等の活動に対する支援策等を検討する。 120 障害者の雇用促進を効果的に行うため、障害者の職業生活全般にわたり福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら施策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成16年4月）及び労働政策審議会意見書（平成16年12月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行。（平成18年4月） ○ 高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。（平成15年度まで） ○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度）

分野別施策	関係省庁	推進状況																																				
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度から、障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉・労働等の関係機関の連携による支援体制の構築や「個別の教育支援計画」の策定の促進等を行う「特別支援教育体制推進事業（平成22年度より「特別支援教育総合推進事業）」を47都道府県で実施。（「個別の教育支援計画」の策定の促進は、平成16年度から実施。） ○ 幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。（幼・小・中：平成19年度～、高：平成20年度～） ○ 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。（平成20年度～） ○ 特別支援学校（平成19年3月までは盲・聾・養護学校）生徒に対する支援については、特別支援学校と連携し、高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターによる職業評価等、特別支援学校における進路相談・指導へのハローワークの参加、現場実習先の開拓に当たっての特別支援学校への情報提供・あっせんの実施、卒業後の職場定着指導を実施。平成15年4月には「公共職業安定所等労働関係機関と養護学校等との一層の連携を図る」旨の通知を都道府県労働局に発出。 平成17年4月には「盲・聾・養護学校における個別教育支援計画」の策定等に係る協力についての通知を各都道府県労働局に発出。 ○ 福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設及び特別支援学校に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施するとともに、ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を実施。 ○ 障害者雇用に関する円滑・効果的な連携のための連絡・調整や、障害者の就職の促進及び社会復帰の促進に関する諸対策の協議等のため、都道府県労働局及び都道府県関係部局を中心に事業主団体、労働組合等の関係機関からなる都道府県障害者雇用連絡協議会を、また、公共職業安定所を中心に地域における教育、福祉、医療機関等からなる障害者雇用連絡会議を開催。 ○ 関係機関の連携による就労支援の効果的なあり方を検討するため、「福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会を開催。（平成18年7月～平成19年7月） ○ 上記の他の取組については、下記の項目番号121～123を参照 																																				
	<p>121 障害者総合職業センター、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターが連携し、その特色をいかしつつ、中途障害者も含めた職業リハビリテーションを推進するとともに、医療、福祉、教育等との連携の強化を図る。特に地域障害者職業センターにおいては、社会福祉法人や保健福祉行政機関等と連携して職場適応援助者事業や職業準備訓練等の効果的な実施を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域障害者職業センターやノウハウを有する社会福祉法人等とも連携し、職場適応援助者（ジョブコーチ）事業を実施。（平成14年度～） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> <th>（平成18年度）</th> <th>（平成19年度）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>（平成20年度）</th> <th>（平成21年度）</th> <th>（平成22年度）</th> <th>（平成23年度）</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者</td> <td>2,759人</td> <td>2,960人</td> <td>3,050人</td> <td>3,306人</td> <td>3,019人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,064人</td> <td>3,087人</td> <td>3,302人</td> <td>3,342人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援終了6ヶ月経過時点の職場定着率</td> <td>81.4%</td> <td>83.0%</td> <td>83.6%</td> <td>84.3%</td> <td>83.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>84.5%</td> <td>84.8%</td> <td>87.6%</td> <td>87.4%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）		（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）		支援対象者	2,759人	2,960人	3,050人	3,306人	3,019人		3,064人	3,087人	3,302人	3,342人		支援終了6ヶ月経過時点の職場定着率	81.4%	83.0%	83.6%	84.3%	83.9%		84.5%	84.8%	87.6%	87.4%	
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																																	
	（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）																																		
支援対象者	2,759人	2,960人	3,050人	3,306人	3,019人																																	
	3,064人	3,087人	3,302人	3,342人																																		
支援終了6ヶ月経過時点の職場定着率	81.4%	83.0%	83.6%	84.3%	83.9%																																	
	84.5%	84.8%	87.6%	87.4%																																		

分野別施策	関係省庁	推進状況																																				
<p>122 障害者職業総合センターにおいて、障害の特性に応じた職業リハビリテーション技法等の研究開発を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 地域障害者職業センターにおいて実施する職業準備訓練については、ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業訓練、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援する「職業準備支援」を、一人ひとりのニーズに合わせて実施。</p> <table border="1" data-bbox="1484 399 2819 630"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者</td> <td>2,225人</td> <td>2,368人</td> <td>2,335人</td> <td>2,074人</td> <td>1,891人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,052人</td> <td>2,068人</td> <td>2,058人</td> <td>2,146人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就職に向かう次の</td> <td>71.2%</td> <td>79.4%</td> <td>78.0%</td> <td>75.7%</td> <td>79.5%</td> </tr> <tr> <td>段階への移行率</td> <td>80.1%</td> <td>83.6%</td> <td>88.1%</td> <td>88.5%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 障害者職業総合センター研究部門における研究開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の職業訓練指導方法に関する研究（平成13年度～平成17年度） ・高次脳機能障害者等の雇用促進及び就業継続に対する支援のあり方に関する研究（平成16年度～平成18年度） ・軽度発達障害青年の学校から職業への移行支援の課題に関する研究（平成15年度～平成17年度） ・職業リハビリテーションにおける課題分析の実務的手法の研究（平成15年度～平成17年度） ・地域における雇用と医療等との連携による障害者の職業生活支援ネットワークの形成に関する総合的研究（平成17年度～平成19年度） ・障害者の多様な就業形態の実態と質的向上等の課題に関する研究（平成17年度～平成18年度） ・知的障害者のパソコン利用支援ツールの開発に関する研究（平成17年度～平成18年度） ・「カスタム化雇用」の効果と我が国への導入可能性に関する研究（平成17年度～平成18年度） ・軽度発達障害者の作業遂行を支援するプログラムの開発に関する研究（平成18年度～平成19年度） ・発達障害者の就労支援の課題に関する研究（平成18年度～平成20年度） ・職場適応援助者による支援の現状と支援終了後の雇用継続に向けた支援体制のあり方に関する研究（平成18年度～平成19年度） ・ナチュラルサポート形成の過程と手法に関する研究（平成18年度～平成19年度） ・職業リハビリテーションにおける課題分析の活用に関する研究（平成18年度～平成19年度） ・職業的困難度からみた障害程度の評価に関する調査研究（平成18年度～平成19年度） ・E U諸国における障害者雇用にかかる職務遂行条件整備（合理的配慮）に関する研究（平成19年度） ・精神障害者に対する就労支援過程における当事者のニーズと行動の変化に応じた支援技術の開発に関する研究（平成19年度～平成20年度） ・高次脳機能障害者の就業の継続を可能とする要因に関する研究（平成19年度～平成20年度） ・視覚障害者の雇用拡大のための支援施策に関する研究（平成19年度～平成20年度） ・地域関係機関の就労支援を支える情報支援のあり方に関する研究（平成19年度～平成20年度） ・特別の配慮を必要とする障害者を対象とした、就労支援機関等から事業所への移行段階における就職・復職のための支援技法の開発に関する研究（平成19年度～平成21年度） ・企業経営に与える障害者雇用の効果等に関する研究（平成19年度～平成21年度） ・若年性認知症者の就労継続に関する研究（平成20年度～平成21年度） ・障害者採用に係る職務等の開発に向けた事業主支援技法に関する研究（平成20年度～平成21年度） ・精神障害者の雇用促進のための就業状況等に関する調査研究（平成20年度～平成21年度） ・高齢化社会における障害者の雇用安定と雇用促進に関する調査研究（平成20年度～平成21年度） ・障害者の自立支援と就業支援の効果的連携のための実証的研究（平成20年度～平成21年度） ・高次脳機能障害・発達障害のある者の職業生活における支援の必要性等に応じた障害認定のあり方に関する研究（平成21年度～平成22年度） 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		支援対象者	2,225人	2,368人	2,335人	2,074人	1,891人		2,052人	2,068人	2,058人	2,146人		就職に向かう次の	71.2%	79.4%	78.0%	75.7%	79.5%	段階への移行率	80.1%	83.6%	88.1%	88.5%	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																	
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																		
支援対象者	2,225人	2,368人	2,335人	2,074人	1,891人																																	
	2,052人	2,068人	2,058人	2,146人																																		
就職に向かう次の	71.2%	79.4%	78.0%	75.7%	79.5%																																	
段階への移行率	80.1%	83.6%	88.1%	88.5%																																		

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																												
123 障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行うため、障害者就業・生活支援センターを通じた支援の促進を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者の企業における就労・定着支援の現状と課題に関する基礎的研究（平成21年度～平成22年度） ・失語症のある高次脳機能障害者に対する就労支援のあり方に関する基礎的研究（平成21年度～平成22年度） ・難病のある人の雇用管理の課題と雇用支援のあり方に関する研究（平成21年度～平成22年度） ・農業分野の特性を活かした障害者の職域拡大のための具体的方策に関する調査研究（平成21年度～平成22年度） ・雇用関係における障害者の均等待遇を実現するための諸方策に関する研究（平成21年度～平成22年度） ・精神障害者の常用雇用への移行のための支援に関する研究（平成22年度～平成23年度） ・若年性認知症者の就労継続に関する研究－事業所における対応の現状と支援のあり方の検討－（平成22年度～平成23年度） ・中小企業における障害者雇用促進の方策に関する研究（平成22年度～） ・企業に対する障害者の職場定着支援の進め方に関する研究（平成22年度～平成23年度） ・企業と非営利組織等との協業による障害者雇用の可能性を検討するための研究（平成22年度～平成23年度） ・教育から雇用への円滑な移行のための連携のあり方に関する研究（平成22年度～平成23年度） ・精神障害者の雇用管理のあり方に関する研究（平成22年度～平成23年度） ・障害の多様化に応じたキャリア形成支援のあり方に関する研究（平成22年度～） ・中高年齢障害従業員の雇用継続に向けた配慮と工夫に関する研究（平成22年度） ・知的障害者のパソコンデータ入力トレーニングソフトの改良に関する研究（平成22年度） ・欧米の障害者雇用法制及び施策に関する調査研究（平成22年度～平成23年度） ・障害のある労働者の職業サイクルに関する調査研究（第2期）（平成22年度～平成23年度） ・若年者就労支援機関を利用する発達障害のある若者の就労支援の課題に関する研究（平成23年度～） ・視覚障害者の事務系職種での企業内における職域拡大の取組に関する研究（平成23年度～） ・就労支援機関等における就職困難性の高い障害者に対する就労支援の現状と課題に関する調査研究（平成23年度～） ・SSTを活用した事業主による支援プログラムの開発（平成23年度～） ○ 障害者職業総合センター、職業センターにおいて、実践的な支援技法の開発を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・在職精神障害者の職場復帰に関し、障害特性に対応した効果的な支援技法の開発による支援 ・発達障害者の就労支援に関し、個々人の多様な職業的課題に対応したアセスメント技法や事業主支援技法の開発 ・高次脳機能障害者の就労支援に関し、失語症を伴う高次脳機能障害の特性に対応した支援技法の開発 ○ 障害者の職業的自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した就業面と生活面での支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター事業」を実施。 <table border="1" data-bbox="1424 1365 2819 1806"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター数</td> <td>45か所</td> <td>79か所</td> <td>90か所</td> <td>110か所</td> <td>135所</td> </tr> <tr> <td>相談・支援件数</td> <td>206か所</td> <td>247か所</td> <td>272か所</td> <td>313か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>134,629件</td> <td>244,591件</td> <td>337,461件</td> <td>444,871件</td> <td>525,128件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>739,619件</td> <td>915,732件</td> <td>1,047,016件</td> <td>1,195,257件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(支援対象者数)</td> <td>5,888人</td> <td>12,219人</td> <td>16,332人</td> <td>22,339人</td> <td>30,943人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>46,492人</td> <td>61,981人</td> <td>78,063人</td> <td>94,960人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就職件数</td> <td>812件</td> <td>1,727件</td> <td>2,524件</td> <td>3,634件</td> <td>4,637件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,234件</td> <td>7,961件</td> <td>10,266件</td> <td>13,769件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ○ 障害者就業・生活支援センターの設立を促進するため、設立に係る準備を行った場合に、準備に要した費用の一部を助成する「障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」事業を実施。（平成23年まで） 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		センター数	45か所	79か所	90か所	110か所	135所	相談・支援件数	206か所	247か所	272か所	313か所			134,629件	244,591件	337,461件	444,871件	525,128件		739,619件	915,732件	1,047,016件	1,195,257件		(支援対象者数)	5,888人	12,219人	16,332人	22,339人	30,943人		46,492人	61,981人	78,063人	94,960人		就職件数	812件	1,727件	2,524件	3,634件	4,637件		6,234件	7,961件	10,266件	13,769件	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																									
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																										
センター数	45か所	79か所	90か所	110か所	135所																																																									
相談・支援件数	206か所	247か所	272か所	313か所																																																										
	134,629件	244,591件	337,461件	444,871件	525,128件																																																									
	739,619件	915,732件	1,047,016件	1,195,257件																																																										
(支援対象者数)	5,888人	12,219人	16,332人	22,339人	30,943人																																																									
	46,492人	61,981人	78,063人	94,960人																																																										
就職件数	812件	1,727件	2,524件	3,634件	4,637件																																																									
	6,234件	7,961件	10,266件	13,769件																																																										

分野別施策		関係省庁	推進状況					
イ 雇用への移行を進める支援策の充実	124 トライアル雇用（一定期間の試行的雇用）の活用、授産施設等における支援、盲・聾・養護学校の在学中から卒業後までを通じた支援等により、雇用への移行の促進を図る。	厚生労働省	○ 各取組については、下記の項目番号125～128を参照					
	125 トライアル雇用を更に拡充、実施するとともに、あわせて、短期間の職場適応訓練等を活用しながら、事業主に障害者雇用への理解を深め、常用雇用への移行を進める。	厚生労働省	○ トライアル雇用の実施	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)
				(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	
			実施人数	3,162人	4,220人	5,954人	6,826人	7,744人
		終了者	8,321人	8,545人	10,650人	11,378人		
		(うち常用雇用移行者)	2,566人	3,909人	4,784人	6,251人	6,678人	
			7,720人	7,198人	9,520人	9,820人		
			2,081人	3,236人	3,923人	5,187人	5,495人	
			6,436人	6,066人	8,228人	8,532人		
		常用雇用移行率	81.1%	82.8%	82.0%	83.0%	82.3%	
			83.4%	84.3%	86.4%	86.9%		
			○ ハローワークによる障害者の就職件数。					
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
		就職件数	32,885件	35,871件	38,882件	43,987件	45,565件	
			(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		
			44,463件	45,257件	52,931件	59,367件		
	126 授産施設及び小規模作業所がその本来の機能を十分に果たし、企業等における雇用に一層効果的につなげていくことができるよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者事業を活用するほか、適切な方法で施設外授産を行う。	厚生労働省	○ 就業面と生活面での支援を一体的に行うため保健福祉、教育等関係機関と連携した「障害者就業・生活支援センター事業」を実施。(上記121及び123参照)					
			○ 障害者の円滑な職場適応を支援する職場適応援助者（ジョブコーチ）事業を実施。(上記121参照)					
			○ 障害者の企業等への就職の促進を図るため、「施設外授産の活用による就職促進事業」を実施。(平成17年度まで)なお、障害者自立支援法の施行により「施設外授産」を「施設外就労」と見直し、平成21年度より加算として評価することで取り組みを促進している。					
	127 盲・聾・養護学校卒業生の企業への雇用を進めるため、労働機関福祉機関等との十分な連携の下、生徒一人一人の将来の就業に向けた個別の支援計画を策定、活用するなど、在学中から卒業後を通じた適切な支援を行う。	文部科学省	○ 高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。(平成15年度まで)					
			○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度)					

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>ウ 障害者の職業能力開発の充実</p>	<p>129 多様な職業能力開発資源を活用し、新たに就業を希望する障害者及び在職障害者並びに離職を余儀なくされた障害者の早期再就職を図るための職業訓練を推進する。</p> <p>130 障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や国民の理解を高めるための啓発に努める。</p>	<p>○ 司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力認定審査においては、その有する知識及び能力について試験を受けることに関して健常者と比較してハンディキャップがある場合には、健常者との実質的公平を図りつつ、健常者と同一の条件で知識及び能力の有無を評価すべきであるとの観点から、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、弱視者に対する措置として拡大鏡の使用、問題集・答案用紙の拡大、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として記述式問題の解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。</p> <p>○ 教育・養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来から各国公私立大学等に対し、大学入学者選抜実施要項や各種会議を通じて、障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の手続きを助ける観点から、受験の機会を確保するよう障害の状態に応じ、点字による出題、試験時間、試験場の整備等障害のある人に対する受験上の配慮を求めている。 ・それらの趣旨を踏まえて、大学入試センター試験や各大学の個別試験においては、事前相談、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーズライターによる解答、チェック解答、試験時間の延長、代筆解答などの配慮を実施している。なお、大学入試センター試験においても、平成23年度試験から発達障害のある受験生にも受験上の配慮を実施している。 ・障害を有する学生が、円滑な学生生活を送れるよう学習支援体制の整備を図るため以下の事項について措置。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国立大学については、障害者が学習しやすい環境を整備するための整備面での整備やエレベーター、スロープ等施設面で整備を支援。 ② 私立大学等についても、障害者の受入人数等に応じた経常費補助金の増額措置や施設のバリアフリー化を推進するため補助。 <p>○ 障害者職業能力開発校（19校）、企業、社会福祉法人、NPO法人、一般の公共職業能力開発施設、民間教育訓練機関等において、障害者の職業訓練を推進。</p> <p>○ 上記の他の取組については、下記の項目番号130～136を参照</p> <p>○ 障害者が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的とする「全国障害者技能競技大会（愛称：アビリンピック）」については、平成21年度は茨城県ひたちなか市で天皇陛下御在位20年記念第31回大会が開催され267名の選手が参加した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は神奈川県横浜市で第32回大会が開催され267名の選手が参加した。 <p>○ 障害者の職業的自立の意識を喚起するとともに、事業主や社会一般の理解と認識を深め、さらに国際親善を図ることを目的として、「第8回国際アビリンピック」を大韓民国ソウル市において、52か国・地域から1,533名が参加し、職業技能競技には36か国・地域から436名が参加した。日本からは、職業技能競技16種目に31名を含む97人が日本選手団として参加した。</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況																																												
<p>131 障害者の職業能力開発については、一般の公共職業能力開発施設における障害者の受入れを一層促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進するなど障害者の受入体制の整備を図る。</p>	厚生労働省	<p>○ 障害者の職業訓練については、ノーマライゼーションの観点から、施設のバリアフリー化を推進すること等により、可能な限り一般の公共職業能力開発施設に受け入れて実施している。</p> <table border="1" data-bbox="1884 325 2745 399"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1469 441 2715 514"> <tr> <td>一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けた障害者数</td> <td>437人</td> <td>541人</td> <td>630人</td> <td>732人</td> <td>759人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>759人</td> <td>733人</td> <td>732人</td> <td>719人</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 一般の公共職業能力開発校に知的障害者等（平成16年度～）や発達障害者（平成19年度～）を対象とした職業訓練コースを設定し訓練機会を提供。</p> <table border="1" data-bbox="1543 630 2611 777"> <tr> <td></td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>設定数</td> <td>15県17コース</td> <td>22県24コース</td> <td>24県26コース</td> <td>25県28コース</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23県34コース</td> <td>23県32コース</td> <td>22県29コース</td> <td>21県29コース</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けた障害者数	437人	541人	630人	732人	759人		759人	733人	732人	719人			(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	設定数	15県17コース	22県24コース	24県26コース	25県28コース		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		23県34コース	23県32コース	22県29コース	21県29コース
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																									
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																										
一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けた障害者数	437人	541人	630人	732人	759人																																									
	759人	733人	732人	719人																																										
	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																										
設定数	15県17コース	22県24コース	24県26コース	25県28コース																																										
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																										
	23県34コース	23県32コース	22県29コース	21県29コース																																										
<p>132 一般の公共職業能力訓練開発施設で受入れが困難な重度障害者等については、障害者職業能力開発校において、障害の特性や程度に応じた訓練科目を設定し職業訓練を推進する。その際、障害の重度化・重複化、障害者の高齢化など訓練ニーズの多様化に留意するとともに、サービス経済化や情報化の進展、また、除外率制度の縮小に伴う雇用ニーズの動向を踏まえるものとする。</p>	厚生労働省	<p>○ 一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等については、障害者職業能力開発校を設置し職業訓練を実施。</p> <p>障害者職業能力開発校においては、入校者の障害の重度化、多様化が進んでいることを踏まえ、個々の訓練生の障害の程度等を十分に考慮するとともに、サービス経済化、IT化の進展等の下で、変化する雇用ニーズに対応し、職業訓練内容を充実。特に精神障害者や発達障害者を含む「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた職業訓練を推進。</p> <table border="1" data-bbox="1706 1039 2775 1270"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施人数</td> <td>1,895人</td> <td>1,882人</td> <td>1,916人</td> <td>1,944人</td> <td>1,965人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,905人</td> <td>1,968人</td> <td>2,030人</td> <td>1,948人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就職率</td> <td>63.3%</td> <td>68.7%</td> <td>68.5%</td> <td>66.7%</td> <td>65.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>59.0%</td> <td>55.0%</td> <td>60.0%</td> <td>65.9%</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営業務を行う障害者職業能力開発校（中央障害者職業能力開発校（以下「中央校」という）及び吉備高原障害者職業能力開発校（以下「吉備校」という））においては、障害の特性に応じたきめ細かな配慮を加えた先導的な職業訓練を実施。具体的には以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央校において、精神障害者を対象とした職業訓練コースを開始（平成14年度） ・中央校及び吉備校において、知的障害者に対する新たな職域（ホテルサービス、厨房サービス）での職業訓練を、平成17年度に試行的に実施し、平成18年度から本格実施。 ・吉備校において、発達障害者に対する職業訓練を試行的に実施。（平成18年度～平成19年度） ・中央校において、重度の視覚障害者に対する先導的職業訓練を拡充して実施。（平成19年度～） ・中央校及び吉備校において、発達障害者及び精神障害者に対する職業訓練を本格実施。（平成20年度～） ・中央校において、精神障害者に対する職業訓練を拡充して実施。（平成21年度～） ・吉備校において、重度の視覚障害者に対する先導的職業訓練を実施。（平成21年度～） ・中央校及び吉備校において、異なる就業環境下では業務の円滑・的確な遂行が困難となる者等を対象に、特注型の訓練メニューに基づく企業内訓練と就業継続のための技術的支援の一体的実施による先導的職業訓練を実施（平成21年度～） ・中央校において、発達障害者に対する職業訓練を拡充して実施。（平成23年度～） 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		実施人数	1,895人	1,882人	1,916人	1,944人	1,965人		1,905人	1,968人	2,030人	1,948人		就職率	63.3%	68.7%	68.5%	66.7%	65.7%		59.0%	55.0%	60.0%	65.9%									
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																									
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																										
実施人数	1,895人	1,882人	1,916人	1,944人	1,965人																																									
	1,905人	1,968人	2,030人	1,948人																																										
就職率	63.3%	68.7%	68.5%	66.7%	65.7%																																									
	59.0%	55.0%	60.0%	65.9%																																										

分野別施策	関係省庁	推進状況																								
<p>133 ITに係る教育訓練ソフトをインターネットを通じて配信し在宅でも随時能力開発ができるようにするための遠隔訓練システムを開発し、公共職業能力開発施設等への通所に制約がある障害者への活用を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 大阪障害者職業能力開発校において、平成18年度から精神障害者を対象とした職業訓練コースを開始。その他の障害者校においても、精神障害者を含む特別支援障害者の受け入れを推進。</p> <p>○ 職業能力開発総合大学校において、発達障害のある人に対する効果的な職業訓練のあり方に関する様々な職業訓練の事例収集・分析・ヒアリング調査等を行い、「発達障害者に対する効果的な職業訓練事例集」（平成18年度）及び「発達障害のある人の職業訓練ハンドブック」（平成19年度）を作成し、全国の職業能力開発施設等に配布。</p> <p>○ 中央校及び吉備校における先導的な職業訓練の成果をもとに、職業訓練内容、指導技法等をマニュアル等に取りまとめ、他の障害者職業能力開発校に提供。具体的には以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者職域拡大訓練カリキュラム研究会報告書」（平成17年度） ・「精神障害者に対する職業訓練・指導技法実践報告書」、「発達障害者に対する職業訓練の実践研究会報告書～入校から導入訓練～」(平成18年度) ・「発達障害者に対する職業訓練の実践研究会報告書～本訓練から就職支援・フォローアップ～」、「視覚障害者に対する効果的な職業訓練を実施するために～指導・支援者のためのQ & A」(平成19年度) ・「上肢に障害を有する者に対する職業訓練の実践研究報告書～事務系職種編」、「上肢に障害を有する者に対する職業訓練の実践研究報告書～製造系職種編」(平成20年度) ・「精神障害者に対する職業訓練の実践研究報告書」、「高次脳機能障害者に対する職業訓練の実践研究報告書」(平成21年度) ・「職業訓練実践マニュアル 発達障害者編Ⅰ～知的障害を伴う人の施設内訓練～」、「職業訓練実践マニュアル 重度視覚障害者編Ⅰ～施設内訓練～」(平成22年度～) ・「職業訓練実践マニュアル 発達障害者編Ⅱ～施設内訓練～」、「職業訓練実践マニュアル 重度視覚障害者編Ⅱ～企業との協力による職業訓練等～」(平成23年度) <p>○ 職業能力開発施設への通所が困難な重度障害者等に対して、e-ラーニングのノウハウが蓄積された民間の教育訓練機関等を活用してIT技能の付与を図るモデル事業を平成16・17年度において実施。</p> <p>平成18年度からは、障害者の様態に応じた多様な委託職業訓練の1コースとしてe-ラーニングコースを開始。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1218 2077 1302"> <tr> <td></td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>訓練者数</td> <td>22人</td> <td>91人</td> </tr> </table>		(平成16年度)	(平成17年度)	訓練者数	22人	91人																		
	(平成16年度)	(平成17年度)																								
訓練者数	22人	91人																								
<p>134 技術革新に伴う職務内容の多様化等に対応し、職業能力の向上を図るため在職障害者向け訓練を実施するほか、事業所においても在職障害者に対する効果的な職業能力開発が行われるよう、関係機関との密接な連携の下に、事業主や障害者に対し相談、援助等の支援を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 在職障害者に対する職業訓練については、訓練コースの計画的な設置や、中央校及び吉備校のオーダーメイド訓練等により、障害者職業能力開発校において在職者向け訓練の実施しているほか、在職障害者及び労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するため平成21年度から委託訓練でも在職者訓練コースを実施している。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1638 2819 1869"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>訓練者数</td> <td>428人</td> <td>450人</td> <td>428人</td> <td>398人</td> <td>477人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>357人</td> <td>343人 (54人)</td> <td>275人 (82人)</td> <td>257人 (69人)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 括弧内の人数は委託訓練受講者数</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	訓練者数	428人	450人	428人	398人	477人		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			357人	343人 (54人)	275人 (82人)	257人 (69人)	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																					
訓練者数	428人	450人	428人	398人	477人																					
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																						
	357人	343人 (54人)	275人 (82人)	257人 (69人)																						

分野別施策		関係省庁	推進状況																								
エ 雇用の場における障害者の人権の擁護	135 障害者が高度なレベルの職業能力を身につけ、その能力にふさわしい処遇を受けることが重要であることから、可能な限り多くの訓練機会を得られるよう、民間の教育訓練機関等多様な職業能力開発資源を活用した委託訓練を幅広く実施する。	厚生労働省	<p>○ 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な職業能力開発資源を活用した障害者の態様に応じた多様な委託訓練を拡充して実施。平成20年度から新たに特別支援学校高等部等に在籍する生徒を対象とした訓練コースを設置。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>訓練者数</td> <td>428人</td> <td>3,110人</td> <td>4,544人</td> <td>4,814人</td> <td>5,349人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,781人</td> <td>6,067人</td> <td>6,198人</td> <td>5,637人</td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	訓練者数	428人	3,110人	4,544人	4,814人	5,349人		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			5,781人	6,067人	6,198人	5,637人	
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																					
	訓練者数	428人	3,110人	4,544人	4,814人	5,349人																					
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																							
	5,781人	6,067人	6,198人	5,637人																							
136 民間外部講師についても一層積極的に活用し、多様化する訓練ニーズに対応していくものとする。	厚生労働省	○ 各障害者職業能力開発校において、ITに関連する訓練などで民間外部講師の積極的な活用を図っており、多様化する訓練ニーズに対応。																									
137 企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないように、適切な措置を講ずる。	法務省	○ 障害のある人に対する偏見や差別を解消するため、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を人権啓発活動の年間強調事項として掲げ、1年を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、ポスター・パンフレット等の作成・配布等の啓発活動を実施。また、企業等における障害者に対する雇用差別の防止を内容に含む雇用と人権についての研修用教材を作成。更に、障害を理由とする人権侵犯の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、その結果に基づき、援助・調整・説示など事案に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係者に人権尊重思想を啓発するなどして、人権侵害による被害の救済及び予防を図っている。																									
	厚生労働省	<p>○ 障害者雇用促進法第10条に基づき、求人条件に雇用差別等がある場合においては、ハローワークにおいて適正化に関する指導を実施。</p> <p>○ ハローワークにおいて、就職後も、障害者が劣悪な労働条件での就労を強いられることのないよう、職場定着指導の他、障害者雇用連絡会議等により、労働基準監督署等をはじめとする関係機関との連携を図る。</p>																									
6 保健・医療																											
① 障害の原因となる疾病等の予防・治療	138 障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進する。	厚生労働省	○ 各取組については、下記の項目番号139～146を参照																								
ア 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見	139 妊産婦の健康教育、健康指導及び健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査等の適切な実施について、「健やか親子21」等に基づき推進を図る。	厚生労働省	<p>○ 我が国の母子保健における取組の成果や課題を整理し、21世紀の母子保健の取組の方向性を示し、国民をはじめ各自治体・関係団体等で推進する国民運動計画である「健やか親子21」の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康の保持・増進のため、健康診査等の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を推進。</p> <p>○ 障害の予防、早期発見のために、妊産婦、乳幼児を対象とした健康診査、訪問指導などの母子保健施策を実施。</p> <p>○ 幼児期において、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である1歳6か月児及び3歳児に対し、総合的な健康診査を実施。</p> <p>○ フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）などは、早期に発見し、早期に治療することによって、知的障害などを予防することができるため、新生児を対象とした検査を実施。</p>																								

	分野別施策	関係省庁	推進状況																																			
イ 障害の原因となる疾病等の治療	140 脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防等について、「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）」等に基づき推進を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 難聴等の聴覚障害の早期発見を図るため、新生児に対して試行的に聴覚検査などを実施（平成18年度まで。平成19年以降は一般財源化）。 ○ 妊産婦や新生児・未熟児等に対して、障害を予防し、健康の保持増進を図るために、家庭訪問等の個別指導による保健指導を実施。 ○ 「健康日本21」に基づき、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発症を予防する一次予防に重点をおいた対策を推進しており、平成23年10月に公表された「健康日本21最終評価」を踏まえ、平成25年度からは、「健康日本21（第2次）」に基づく取組を実施する予定であり、改定のための議論を進めている。また、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導等の実施による生活習慣病対策を推進。 																																			
	141 学校、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾患等に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域保健法の規定に基づき策定された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、地域保健対策の総合的な推進のため、地域保健と産業保健が連携を図り、健康教育や健康相談及び施設などに関する情報を共有するとともに、相互活用等の効率的な実施に配慮すること等により、保健事業の提供機会を充実。 ○ 職域においては、労働安全衛生法に基づき、事業者が定期健康診断を労働者に実施するとともに、50人以上の事業場では産業医の選任により、50人未満の事業場では健康管理に必要な医学知識を有する医師による健康管理及び地域産業保健センター等の活用により健康相談、指導等を実施し、これらを通じて労働者の健康確保を推進。 																																			
		文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学予定者の適正な就学を図るため、学校保健安全法に基づき、就学時の健康診断を実施することによって、就学予定者の心身の状況を適切に把握。また、毎学年定期に、学校保健安全法に基づき、学校において健康診断を実施。 																																			
	142 周産期集中治療管理室や新生児集中治療管理室を含む周産期・小児医療施設の施設及び設備の整備を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを実施。 																																			
	143 障害の原因となる疾患、特に精神疾患、難治性疾患等について適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供、適切な入院医療の確保、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による相談指導、訪問指導等の保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児期において、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である1歳6か月児及び3歳児に対する総合的な健康診査の結果に基づいて適当な指導を実施。 ○ 新生児を対象としたフェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）などの検査結果に基づき早期治療を実施。 ○ 市町村が実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、より精密に健康診査を行う必要のある児童のうち、精神発達面に障害等が疑われるものは精密健康審査、事後指導を実施。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1歳6か月児精密健康診査</td> <td>16,854件</td> <td>17,350件</td> <td>17,152件</td> <td>15,708件</td> <td>13,142件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13,284件</td> <td>13,398件</td> <td>13,665件</td> <td>13,772件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児精密健康診査</td> <td>60,371件</td> <td>60,333件</td> <td>60,886件</td> <td>59,661件</td> <td>49,199件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>49,927件</td> <td>50,293件</td> <td>50,563件</td> <td>52,732件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ○ 保健所は、精神保健福祉に関する第一線の行政機関として「精神障害者社会復帰相談指導」を実施。 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		1歳6か月児精密健康診査	16,854件	17,350件	17,152件	15,708件	13,142件		13,284件	13,398件	13,665件	13,772件		3歳児精密健康診査	60,371件	60,333件	60,886件	59,661件	49,199件		49,927件	50,293件	50,563件	52,732件
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																	
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																		
1歳6か月児精密健康診査	16,854件	17,350件	17,152件	15,708件	13,142件																																	
	13,284件	13,398件	13,665件	13,772件																																		
3歳児精密健康診査	60,371件	60,333件	60,886件	59,661件	49,199件																																	
	49,927件	50,293件	50,563件	52,732件																																		

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																										
ウ 正しい知識の普及等	<p>144 障害の原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進する。</p> <p>145 精神疾患や難治性疾患患者に対する治療及び保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制について検討し、その充実を図る。</p> <p>146 障害の原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等について、その予防や治療について、国民、保健・医療従事者等に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する不当な偏見・差別や過剰な不安の除去を図る。</p>	<p>○ 保健所における精神保健福祉相談等及び精神保健訪問指導等を実施。</p> <table border="1" data-bbox="1484 294 2671 514"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成14年度)</th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神保健福祉相談等</td> <td>1,518,422件</td> <td>1,451,530件</td> <td>1,362,809件</td> <td>1,314,101件</td> <td>1,198,403件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,154,405件</td> <td>1,143,919件</td> <td>1,136,133件</td> <td>1,154,935件</td> <td>1,143,166件</td> </tr> <tr> <td>精神保健訪問指導</td> <td>296,984件</td> <td>198,798件</td> <td>185,299件</td> <td>177,367件</td> <td>164,767件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>157,220件</td> <td>154,773件</td> <td>146,261件</td> <td>145,196件</td> <td>149,551件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 重症難病患者入院施設確保事業、難病患者地域支援対策推進事業、神経難病患者在宅医療支援事業、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業を推進。</p> <p>○ 患者の重篤度に応じた適切な救急医療を受けられるようにするための救急医療体制については、初期救急医療を担う医療機関（初期救急医療機関）、入院を要する救急医療を担う医療機関（二次救急医療機関）及び救命救急医療を担う医療機関（三次救急医療機関）並びに救急医療情報センターからなる救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を推進。</p> <table border="1" data-bbox="1484 850 2789 1155"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救命救急センター整備数</td> <td>170か所</td> <td>178か所</td> <td>189か所</td> <td>201か所</td> <td>208か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>214か所</td> <td>221か所</td> <td>235か所</td> <td>249か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリの導入</td> <td>7県</td> <td>7県</td> <td>9道県</td> <td>10道県</td> <td>13道府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16道府県</td> <td>17道府県</td> <td>22道府県</td> <td>27道府県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急医療情報センター</td> <td>42都道府県</td> <td>42都道府県</td> <td>42都道府県</td> <td>42都道府県</td> <td>44都道府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>44都道府県</td> <td>43都道府県</td> <td>43都道府県</td> <td>43都道府県</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1270 2715 1417"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成16年3月に策定した「こころのバリアフリー宣言」を踏まえ精神疾患及び精神に障害のある人に対する正しい理解を促進</p> <p>○ 難病情報センター事業により、難治性疾患克服研究事業や特定疾患治療研究事業の成果、専門医・専門医療機関の所在、公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等を収集・整理するとともに、同センターのホームページに掲載し、難病患者、家族及び医療関係者等に対する情報提供等を実施。</p>		(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件		1,154,405件	1,143,919件	1,136,133件	1,154,935件	1,143,166件	精神保健訪問指導	296,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件		157,220件	154,773件	146,261件	145,196件	149,551件		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	救命救急センター整備数	170か所	178か所	189か所	201か所	208か所		214か所	221か所	235か所	249か所		ドクターヘリの導入	7県	7県	9道県	10道県	13道府県		16道府県	17道府県	22道府県	27道府県		救急医療情報センター	42都道府県	42都道府県	42都道府県	42都道府県	44都道府県		44都道府県	43都道府県	43都道府県	43都道府県			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	設置数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所		47か所	47か所	47か所	47か所	
	(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)																																																																																							
精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件																																																																																							
	1,154,405件	1,143,919件	1,136,133件	1,154,935件	1,143,166件																																																																																							
精神保健訪問指導	296,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件																																																																																							
	157,220件	154,773件	146,261件	145,196件	149,551件																																																																																							
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																							
救命救急センター整備数	170か所	178か所	189か所	201か所	208か所																																																																																							
	214か所	221か所	235か所	249か所																																																																																								
ドクターヘリの導入	7県	7県	9道県	10道県	13道府県																																																																																							
	16道府県	17道府県	22道府県	27道府県																																																																																								
救急医療情報センター	42都道府県	42都道府県	42都道府県	42都道府県	44都道府県																																																																																							
	44都道府県	43都道府県	43都道府県	43都道府県																																																																																								
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																							
設置数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																																																																																							
	47か所	47か所	47か所	47か所																																																																																								
② 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	147 障害の早期発見及び障害に対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減並びに重度化・重複化、二次障害及び合併症の防止を図るとともに、障害者に対する適切な保健サービスを提供する。特に小児に対しては、障害に対応した発達を支援する。	○ 各取組については、下記の項目番号148～156を参照																																																																																										

分野別施策	関係省庁	推進状況																																
<p>ア 障害の早期発見</p> <p>イ 障害に対する医療、医学的リハビリテーション</p>	<p>148 「健やか親子21」等の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校における健康診断等の検診の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を徹底する。</p> <p>149 治療やリハビリテーションにより軽減が期待される障害については適切な医療、医学的リハビリテーションの提供並びにサービス提供拠点の整備及び確保を図る。</p> <p>150 障害の早期発見と早期療育は、その後の障害の軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と療育の場の確保を図るとともに、障害に対応した発達を支援する。</p> <p>151 人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患、難治性疾患など障害に対する継続的な医療が必要な障害者に対しては、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、治療のために適切な保健・医療サービス提供の充実を図る。</p>	<p>文部科学省 ○就学予定者の適正な就学を図るため、学校保健安全法に基づき、就学時の健康診断を実施することによって、就学予定者の心身の状況を適切に把握。また、毎学年定期的に、学校保健安全法に基づき、学校において健康診断を実施。</p> <p>厚生労働省 ○ 我が国の母子保健における取組の成果や課題を整理し、21世紀の母子保健の取組の方向性を示し、国民をはじめ各自治体・関係団体等で推進する国民運動計画である「健やか親子21」の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康の保持・増進のため、健康診査等の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を推進。</p> <p>法務省 ○ 刑事施設においては、医療刑務所等にリハビリテーション機器を整備し、受刑者のうち、運動機能に障害を有する者や長期療養等で運動機能が低下した者に対して、機能回復訓練を実施。</p> <p>厚生労働省 ○ リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを実施。</p> <p>厚生労働省 ○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施。（平成18年9月まで）</p> <table border="1" data-bbox="1528 819 2329 892"> <tr> <td></td> <td>（平成15年度）</td> <td>（平成16年度）</td> <td>（平成17年度）</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </table> <p>○ 平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</p> <p>○ 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置</p> <table border="1" data-bbox="1528 1123 2745 1270"> <tr> <td></td> <td>（平成15年度）</td> <td>（平成16年度）</td> <td>（平成17年度）</td> <td>（平成18年度）</td> <td>（平成19年度）</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>19か所</td> <td>23か所</td> <td>37か所</td> <td>52か所</td> <td>61か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（平成20年度）</td> <td>（平成21年度）</td> <td>（平成22年度）</td> <td>（平成23年度）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>62か所</td> <td>64か所</td> <td>64か所</td> <td>65か所</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 「健やか親子21」において、児童精神医療提供体制の整備のための目標として、子どもの心の問題に対応できる医師や児童精神科医の増加を盛り込んでいる。</p> <p>○ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる、小児科医や精神科医の養成方法等を検討するため、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、平成19年3月に報告書を取りまとめたところ。</p> <p>○ 3ヶ年のモデル事業として、様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施（平成20年度～）。</p> <p>厚生労働省 ○ 障害者自立支援法に基づき、自立支援医療費として、更生医療、育成医療（身体障害を軽減又は除去するための医療）及び精神通院医療（精神疾患に対する継続的な治療）に係る医療費を給付。</p> <p>○ 重症難病患者入院施設確保事業による地域難病医療ネットワークの構築及び、難病患者地域支援対策推進事業により保健所が行う在宅療養支援計画の策定・評価、訪問指導の実施、神経難病患者在宅医療支援事業による専門医の相談支援・派遣体制の整備等を行うことにより、難病患者等に対する適切な保健・医療サービスの提供体制を整備。</p>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	箇所数	536か所	578か所	656か所		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所		（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）			62か所	64か所	64か所	65か所	
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）																															
箇所数	536か所	578か所	656か所																															
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																													
箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所																													
	（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）																														
	62か所	64か所	64か所	65か所																														

分野別施策		関係省庁	推進状況																																		
ウ 障害者に対する適切な保健サービス	152 骨、関節等の機能や感覚器機能の障害及び高次脳機能障害など医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待されるものについて、適切な評価、病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。（平成17年度） ○ 平成18年度以降は「高次脳機能障害支援モデル事業」の成果である高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を普及させるとともに、医療から福祉までの一貫した支援サービスを可能にする都道府県ごとの地域支援ネットワークを構築するため、都道府県地域生活支援事業として「高次脳機能障害支援普及事業」を実施。 																																		
	153 障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体に障害のある者（児）又は精神に障害のある者に対して、心身の障害を除去し、又は軽減を目的とした医療について、医療保険各法適用後の自己負担相当分の費用の一部又は全部を、本人又は扶養義務者の所得税課税状況に応じて負担することにより障害者の適切な医療を確保。 																																		
	154 障害を有する者の健康の保持・増進、精神疾患及び難治性疾患に対する保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制について検討し、その充実を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」を開催し検討を行い、平成16年8月に報告書を取りまとめ。 ○ 平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ○ 各関係機関との連携のもと保健所が中心になって、重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を引き続き推進。 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	設置数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)			47か所	47か所	47か所	47か所											
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																															
設置数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																																
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																	
	47か所	47か所	47か所	47か所																																	
155 保健所等において、障害児の発達について相談・指導を行う。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所における精神保健福祉相談等及び精神保健訪問指導を実施。（施策項目番号14（P9）の一部を再掲） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成14年度)</th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神保健福祉相談等</td> <td>1,518,422件</td> <td>1,451,530件</td> <td>1,362,809件</td> <td>1,314,101件</td> <td>1,198,403件</td> <td>1,154,405件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,143,919件</td> <td>1,136,133件</td> <td>1,154,935件</td> <td>1,143,166件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健訪問指導</td> <td>206,984件</td> <td>198,798件</td> <td>185,299件</td> <td>177,367件</td> <td>164,767件</td> <td>157,220件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>154,773件</td> <td>146,261件</td> <td>145,196件</td> <td>149,551件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 		(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件	1,154,405件		1,143,919件	1,136,133件	1,154,935件	1,143,166件			精神保健訪問指導	206,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件	157,220件		154,773件	146,261件	145,196件	149,551件		
	(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																															
精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件	1,154,405件																															
	1,143,919件	1,136,133件	1,154,935件	1,143,166件																																	
精神保健訪問指導	206,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件	157,220件																															
	154,773件	146,261件	145,196件	149,551件																																	
エ 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供	156 保健・医療サービス等の提供機関による自主的な情報公開と、第三者評価を推進するとともに、医療サービスの提供機関、その内容や評価、各種行政サービス等に関する情報を集約し、障害者等が入手しやすい情報提供体制の充実を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務等を通じ、情報提供を実施。 ○ 難病情報センター事業により、難治性疾患克服研究事業や特定疾患治療研究事業の成果、専門医・専門医療機関の所在、公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等を収集・整理するとともに、同センターのホームページに掲載し、難病患者、家族及び医療関係者等に対する情報提供等を実施。 ○ 発達障害情報・支援センターにおいて、発達障害に関する国内外の文献・研究成果等を集積し、全国の発達障害者支援機関等への発達障害に関する幅広い情報提供等を実施。 																																		

分野別施策		関係省庁	推進状況
③ 精神保健・医療施策の推進	157 一般国民の心の健康づくり対策とともに、精神障害者に対する保健医療施策を一層推進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「入院医療中心から地域生活中心へ」という「精神保健医療福祉の改革ビジョン」における基本方針を踏まえ、医療計画の見直し等を通じた精神科医療の質の向上、障害者自立支援法に基づく障害者福祉計画等による障害福祉サービス提供体制の整備などを着実に進めることとしている。 ○ 上記「改革ビジョン」を受け、精神保健医療福祉のあり方の具体像を提示することを目的とした「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において、平成21年9月に報告書とりまとめ。 ○ 各取組については、下記の項目番号158～166を参照
	ア 心の健康づくり 158 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図る。	文部科学省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の要請により、各診療科の専門医等の派遣を行うなど、地域保健と連携し、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行う子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業を実施。 ○ 学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを公立小・中学校を中心に配置している。 ○ 地域においては、保健所、精神保健福祉センターで心の健康づくり相談を実施している。また、平成16年度より相談の充実に向け、地域精神保健指導者研修事業等を実施。都道府県、指定都市補助事業として「心の健康づくり地域関係者研修」及び「心の健康づくり普及啓発事業」を実施。（平成17年度、平成18年度） ○ 職域においては、平成18年4月から一定以上の時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師の面接指導を実施する制度を創設し、この面接指導時に、メンタルヘルス面のチェックを実施。また全国の地域産業保健センターにおいて、労働者などからのメンタルヘルスの相談を実施。平成21年度から全国47都道府県のメンタルヘルス対策支援センターにおいて、職場のメンタルヘルスの取組について事業者等からの相談対応、個別事業場に対する訪問支援を実施。また、平成21年度から働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、「メンタルヘルス対策の基礎知識」、「悩みを乗り越えた方の体験談」等、メンタルヘルスに関する様々な情報提供を行っている。
	159 うつ対策を中心とした自殺予防対策を講じる。また、職場における心の健康づくり体制を整備する。	内閣府 金融庁 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年9月に自殺対策関係省庁連絡会議を設置して、省庁の枠を超えた自殺予防対策の総合的な取組みを検討し、同年12月に「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」を取りまとめた。 ○ 平成18年6月に自殺対策基本法が制定され、同年10月施行された。 ○ 平成18年11月から、「第1回自殺総合対策会議」の決定に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」の策定に当たり、専門家の意見を聴取するため、「自殺総合対策の在り方検討会」が開催され、平成19年4月に報告書が取りまとめられた。同検討会の報告等を踏まえ、同月に開催された「第2回自殺総合対策会議」において、「自殺総合対策大綱素案」が決定され、広く国民の意見を聴取するために公表された。

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年6月に開催された「第3回自殺総合対策会議」において「自殺総合対策大綱案」が了承され、同月に「自殺総合対策大綱」が閣議決定された。 ○ 「自殺総合対策大綱」に基づく施策の実施状況の評価等を行うため、平成20年1月の「第4回自殺総合対策会議」の決定に基づき、有識者により構成される「自殺対策推進会議」を開催することとし、平成20年2月に「第1回自殺対策推進会議」を開催した。 ○ わが国の自殺者数は10年連続で3万人を上回り、また、硫化水素による自殺が相次いで発生するなど、憂慮すべき事態を踏まえ、平成20年4月～9月にかけて「自殺対策推進会議」を開催するなど、「自殺総合対策大綱」策定後1年間のフォローアップ等を行った。そのフォローアップ結果及び最近の自殺の動向を踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るために、同年10月、当面、強化し、加速化していくべき施策を「自殺対策加速化プラン」として取りまとめ、「第6回自殺総合対策会議」において了承された。合わせて、「自殺総合対策大綱」の一部改正が閣議決定された。 ○ 「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、平成22年2月5日に開催された「第7回自殺総合対策会議」において「いのちを守る 自殺対策緊急強化プラン」を決定し、関係府省において、取組を進めているところである。
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働科学研究において、自殺の実態解明に関する研究を実施している。 ○ 保健所、精神保健福祉センター等での相談体制の充実を行っている。 ○ 自殺予防に向けた正しい理解の普及・啓発を行っている。 ○ 平成18年10月、独立行政法人国立精神・神経センター精神保健研究所に自殺予防総合対策センターを設置し、国内外の情報収集、Webサイトを通じた情報提供や関係団体との連絡調整を行っている。 ○ 自殺予防対策センターにおいて国立保健医療科学院と共催で地方公共団体の自殺対策担当者に対する研修を行った。 ○ 平成18年12月から「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」を開催し、自殺未遂者・自殺者親族等に対する支援のあり方について検討した。また、検討会を踏まえ、平成20年度に自殺未遂者ケアガイドライン、自死遺族ケアガイドラインを作成し、自治体や医療関係者等へ周知を行った。 ○ 職域においては、平成18年3月に労働安全衛生法に基づき策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を行うとともに、指針に基づき事業場に対する指導援助等を実施。また、平成13年に作成した自殺の予防と対応（自殺予防マニュアル）について、平成19年10月に見直しを行い、当該マニュアルの周知・啓発を実施。
	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職域において、平成22年11月に「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」を発出し、自殺防止対策を含め、当省職員の心の健康づくりに取り組み、メンタルヘルス対策を強化。
160 睡眠障害を有する者のうち、特に治療を要する者に対する適切な相談体制を確保する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働科学研究費補助金事業や厚生労働省精神・神経疾患研究委託費により、毎年、睡眠障害に関する研究を実施し、実態把握や治療方法の開発を進めるとともに、精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務を行っている。

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																						
イ 精神疾患の早期発見・治療	<p>161 児童思春期における心の問題及び心的外傷体験を受けた者の心のケアに係る専門家の確保並びに地域における相談体制の充実を図る。</p> <p>162 精神疾患の早期発見方法の確立及び発見機会の確保・充実を図る。</p> <p>163 専門診療科以外の診療科、保健所、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど地域における適切な精神医療提供体制の確立を推進する。</p> <p>164 精神医療における人権の確保を図るため、都道府県及び指定都市に対し、精神医療審査会の機能の充実・適正化を促す。</p> <p>165 精神疾患について、患者の病態に応じた適切な医療の提供を確保し患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神病床の機能分化、精神医療に関する情報提供、EBM（根拠に基づく医療）及び安全対策の推進を図る。</p> <p>166 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>○ 虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに対し、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。児童養護施設、児童自立支援施設（心理療法が必要と児童相談所長が認めた子どもが10名以上入所している施設）及び乳児院（虐待等の理由により、保護者等に対して心理療法が必要と児童相談所長が認めた乳児等が10名以上いる施設）に心理療法担当職員を配置した場合の措置費の加算措置を実施。</p> <p style="text-align: right;">(平成16年3月末) (平成17年3月末) (平成18年3月末) (平成19年3月末) (平成20年3月末) (平成21年3月末) (平成22年3月末) (平成23年3月末) (平成24年3月末)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">心理療法担当職員配置施設数</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>265か所</td> <td>292か所</td> <td>329か所</td> <td>373か所</td> <td>411か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>443か所</td> <td>469か所</td> <td>490か所</td> <td>491か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>9か所</td> <td>12か所</td> <td>17か所</td> <td>36か所</td> <td>40か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>48か所</td> <td>47か所</td> <td>53か所</td> <td>56か所</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象とした思春期精神保健対策専門研修会及びPTSD対策専門研修会を実施。</p> <p>厚生労働省</p> <p>○ 政府広報等によって心の健康についての正しい理解について普及・啓発を実施。</p> <p>厚生労働省</p> <p>○ 地域の保健所や都道府県の精神保健福祉センターや医療機関、社会復帰施設等との連携の下に、精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談、保健師による訪問指導等を実施。</p> <p>○ 精神科救急医療システムを整備</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度末)</td> <td>(平成16年度末)</td> <td>(平成17年度末)</td> <td>(平成18年度末)</td> <td>(平成19年度末)</td> </tr> <tr> <td>整備都道府県数</td> <td>46都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td>(平成21年度末)</td> <td>(平成22年度末)</td> <td>(平成23年度末)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td></td> </tr> </table> <p>厚生労働省</p> <p>○ 精神保健福祉法の改正によって、精神医療審査会の合議体を構成する委員を一定条件の範囲内で都道府県の裁量により、定められることとした。(平成18年10月)</p> <p>厚生労働省</p> <p>○ 厚生労働科学研究費において、精神病床の機能分化や精神保健医療福祉体系に関する研究を実施している。</p> <p>法務省 厚生労働省</p> <p>○ 平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な医療の確保を推進。</p>	心理療法担当職員配置施設数						児童養護施設	265か所	292か所	329か所	373か所	411か所		443か所	469か所	490か所	491か所		乳児院	9か所	12か所	17か所	36か所	40か所		48か所	47か所	53か所	56か所			(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)	整備都道府県数	46都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県		(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)	(平成23年度末)			47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	
心理療法担当職員配置施設数																																																								
児童養護施設	265か所	292か所	329か所	373か所	411か所																																																			
	443か所	469か所	490か所	491か所																																																				
乳児院	9か所	12か所	17か所	36か所	40か所																																																			
	48か所	47か所	53か所	56か所																																																				
	(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																																			
整備都道府県数	46都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県																																																			
	(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)	(平成23年度末)																																																				
	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県																																																				
④ 研究開発の推進	<p>167 最新の知見や技術を活用し、倫理的側面に配慮しつつ、障害の原因となる疾病等の病因・病態の解明、予防、治療、再生医療等に関する研究開発を推進する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現化プロジェクト」や「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>厚生労働省</p> <p>○ 疾病の治療のためには画期的な医薬品の開発が必要であり、そのため民間企業が主体となって医薬品の研究開発を行うとともに、国としても研究開発の環境整備に積極的に取り組む必要があることから、厚生労働省においては、関係機関等と協力しつつ、以下の研究を実施。</p>																																																						

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>168 障害の予防、治療、障害者のQOL（生活の質）の向上等を推進するためには、基礎となる技術等の開発が重要であり、最新の知見や技術を活用した研究開発を推進する。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国立試験研究機関等の研究成果を民間企業において円滑に実用化できるようにする ・画期的な医薬品の開発に資する創薬基盤研究の推進 ・企業インセンティブの向上につながる委託方式によるベンチャー企業等への支援（平成22年度まで） <p>○ 障害の予防や根本的治療法等を確立するため、これまでに行われてきた障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究の成果を踏まえ、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査、周産期医療対策事業等を実施。</p> <p>○ 高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。（平成17年度まで）</p> <p>○ 平成18年度以降は「高次脳機能障害支援モデル事業」の成果である高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を普及させるとともに、都道府県ごとの地域支援ネットワークを構築するため、都道府県地域生活支援事業として「高次脳機能障害支援普及事業」を実施。</p> <p>○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現プロジェクト」など、関連の研究を着実に推進。</p> <p>○ 厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業、感覚器障害研究事業（平成22年度からは障害者対策総合研究事業として実施））において下記の研究・開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生医療による脊髄の歩行パターン発生能力と脊髄損傷者の歩行再獲得可能性に関する研究（平成16年度～平成18年度） ・アルコール依存症の社会復帰施設の実態把握と支援モデル構築に関する研究（平成16年度～平成18年度） ・内耳有毛細胞の再生による難聴の治療（平成16年度～平成18年度） ・精神障害者の自立支援のための住居確保に関する研究（平成18年度～平成20年度） ・トウレット症候群の治療や支援の実態の把握と普及啓発に関する研究（平成20年度～平成22年度） ・在宅重度障害者に対する効果的な支援技術の適用に関する研究（平成21年度～平成23年度） ・正常眼圧緑内障の病態解明と治療薬の開発（平成20年度～平成22年度） <p>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて下記の研究・開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳波、脳磁場計測装置（MEG）、機能的磁気共鳴装置（fMRI）、磁気刺激を用いた誘発脳波等により高次脳機能障害者の脳メカニズムを明らかにし、高次脳機能障害の診断を可能とするとともに、脳損傷とQOLを直接に結び付けることを念頭においた研究 ・吃音についての脳メカニズムを明らかにするとともに、リハビリテーション方法の開発（平成15年度～） ・座位保持装置の試験評価システムの研究、高位頸髄損傷者の排便動作の自立を支援する座薬挿入動作支援機器の開発、聴覚障害者の自立を支援するビデオ画像による手話のデータベース化及び難病患者の家族支援法の開発（平成15年度～） ・自動車上での障害者の座位保持の現状把握と座位保持装置の試験評価手法の開発（平成21年度～） ・肢体不自由者用ロボットアームのコストベネフィット評価に関する研究（平成22年度～） ・認知症者への情報支援ロボットの開発（平成21年度～）

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>169 障害の原因となる先天性又は後天性の疾患の発症の病因・病態の解明並びにその予防、診断及び治療のための研究について推進を図る。 特に近年、急速に研究の進展が期待されるゲノムやプロテオーム技術、画像技術等の先端技術と疫学研究等を総合的に活用して学際的研究開発を推進する。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現プロジェクト」や「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」、「革新的細胞解析研究プログラム」など、関連の研究を着実に推進。 ○ 疾病の治療のためには画期的な医薬品の開発が必要であり、そのためには民間企業が主体となって医薬品の研究開発を行うとともに、国としても研究開発の環境整備に積極的に取り組む必要があることから、厚生労働省においては、関係機関等と協力しつつ、以下の研究を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・国立試験研究機関等の研究成果を民間企業において円滑に実用化できるようにする。 ・画期的な医薬品の開発に資する創薬基盤研究の推進 ・企業インセンティブの向上につながる委託方式によるベンチャー企業等への支援（平成22年まで） ○ 障害の予防や根本的治療法等を確立するため、これまで障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究を実施。 ○ 厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業、感覚器障害研究事業、こころの健康科学研究事業（平成22年度からは障害者対策総合研究事業として実施））において— 以下の研究・開発を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・網膜血管新生抑制機構の解明とその応用（平成16年度～平成18年度） ・先天性サイトメガロウイルス感染症による聴覚障害の実態調査及び発症予防を目指した基礎的研究（平成16年度～平成18年度） ・内耳プロテオーム解析を応用した外リンパ瘻の新たな診断法の開発・治療指針の作成（平成17年度～平成19年度） ・脈絡膜上経網膜電気刺激（STS）法による人工視覚システムの臨床応用（平成19年度～平成21年度） ・先天性難聴児の聴覚スクリーニングから就学後までの補聴器・人工内耳装用効果の総合追跡研究（平成18年度～平成20年度） ・小児重症視覚障害の早期治療・リハビリテーションによる自立支援（平成18年度～平成20年度） ・緑内障SNPチップと変形プロテオミクスクラスター解析による緑内障総合的診断法の開発（平成20年度～平成22年度） ・未熟児網膜症の新規手術法開発後の治療プロトコールの標準化（平成21年度～平成23年度） ○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、視覚障害を引き起こす主疾患である網膜色素変性症の原因遺伝子探索を実施。
<p>170 難治性疾患に関し、病因・病態の解明、画期的な治療法の開発及び生活の質の改善につながる研究開発を推進する。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、オーダーメイド医療の実現プログラムなど、関連の研究を着実に推進。 ○ 難治性疾患の治療方法の確立を目指した研究を一層推進するとともに、難治性疾患克服研究事業を着実に実施し、研究開発を推進。

分野別施策	関係省	推進状況
<p>171 障害のある身体機能、感覚器機能、臓器機能等の改善、再生、補完を行うことによって、障害の軽減を図ることが期待できることから、低侵襲手術やコンピューター技術等を活用した外科的治療、筋骨格系の維持や疾病治療等のための再生医療、身体機能や内臓機能の代替・補完等の支援機器に関する研究開発等を推進する。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<p>○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現プロジェクト」など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>○ 新しい医療機器の開発の推進、及び再生医療技術の早期臨床応用の実現化のために、厚生労働科学研究費において、「医療機器開発（ナノテクノロジー等）総合推進研究事業」及び「再生医療実用化研究事業」を実施</p> <p>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、個別の疾病、障害研究のほか、次世代のリハビリテーション技術を見据え、脊髄損傷の根本的な機能回復を目指した再生医療や遺伝子解析などの基礎研究を実施。（平成15年度～）</p>
<p>172 脳機能研究の推進により、高次脳機能障害、感覚認知機能障害等に関し、新たな診断法の開発、医学的リハビリテーションの効率化及び訓練プログラムの改善を進める。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<p>○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「脳科学研究戦略推進プログラム」など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>○ 平成18年度より、「高次脳機能障害支援モデル」の成果を普及するとともに全国的な体制を提供できるよう、都道府県地域生活支援事業のメニュー事業として、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施し、平成23年度には全国47都道府県に支援拠点機関が配置された。</p>
<p>173 「キレる子」、「社会的ひきこもり」など心の健康に関連する問題の予防と対応のため、脳及び精神機能の発達と行動形成過程の解明、教育等の対応手法等に関する研究開発を推進する。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<p>○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「脳科学研究戦略推進プログラム」など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>○ 障害の予防や根本的治療法等を確立するため、これまで障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究を実施。</p> <p>○ 厚生労働科学研究（こころの健康科学研究事業（平成22年度からは障害者対策総合研究事業として実施））において下記の研究・開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自閉症の病態診断、治療体制構築のための総合的研究（平成16年度～平成18年度） ・ 児童思春期精神医療・保健・福祉の介入対象としての行為障害の診断及び治療・援助に関する研究（平成16年度～平成18年度） ・ 高機能広汎性発達障害にみられる反社会的行動の成果の解明と社会支援システムの構築に関する研究（平成16年度～平成18年度） ・ 発達障害者の新しい診断・治療法に関する研究（平成19年度～平成21年度） ・ 思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究（平成19年度～平成21年度） ・ 思春期精神病理の疫学と精神疾患の早期介入方策に関する研究（平成19年度～平成21年度） ・ 1歳からの広汎性発達障害の出現とその発達の変化：地域ベースの横断的および縦断的研究（平成20年度～平成22年度） ・ 発達障害者に対する長期的な追跡調査を踏まえ、幼児期から成人期に至る診断等の指針を開発する研究（平成22年度～） ・ 就学前後の児童における発達障害の有病率とその発達の変化：地域ベースの横断的および縦断的研究（平成23年度～）

分野別施策		関係省庁	推進状況
	<p>175 地域の保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障害の原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するための基礎となる専門職員の資質の向上を図る。</p> <p>176 医師等の臨床研修及び生涯教育の充実等を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域精神保健指導者研修事業を実施。(平成16年度より開始。平成18年度は自殺対策企画研修、平成19年度からは自殺総合対策企画研修として実施) ○ 介護福祉士、相談援助の専門職である社会福祉士及び精神保健福祉士の資質の向上を図るため、養成施設の教員等に対し、教育方法等に関する介護教員講習会等を実施するとともに、実習教育の質の向上を図る観点から実施施設の指導者に対し、実習指導者講習会を実施。 ○ 医師・歯科医師の臨床研修について、研修に必要な運営経費、施設整備費の補助、臨床研修指導医養成講習会・臨床研修指導歯科医講習会の実施などにより推進。 ○ 歯科医師の臨床研修の必修化。(平成18年度～) ○ 医師の臨床研修の必修化を実施。(平成16年度～)
7 情報・コミュニケーション			
① 情報バリアフリー化の推進	177 障害者のリテラシー(情報活用能力)の向上のため、研修・講習会の開催、障害者のITの利用を支援する支援技術者の養成・育成を推進するための施策を促進するとともに、障害者のIT利用を総合的に支援する拠点の整備を推進する。	<p>総務省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者等に最適な利用環境を実現したIT生きがい・ふれあい支援センター施設を整備する地方公共団体等に対する補助を実施し、平成15年度までに8事業を補助。(平成15年度まで) ○ 平成16年5月から「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会」を開催し、障害のある人がICTを利活用するのにあたり身近な地域で信頼できる十分な支援が得られるよう、地域における障害のある人のICT利活用支援体制のモデルの確立について検討を行い、平成17年9月に報告書を公表。(平成17年度まで) ○ 平成18,19年度に、「高齢者・障害者のICT利活用の評価及び普及に関する研究会」を開催し、平成18年度においては障害のある人がICTを利活用するため、高齢者・障害者がICTを用いて活躍する事例の収集やその評価・分析を通じて、必要な支援等の在り方を検討し、成果の普及を図っているところ。(平成19年度まで) ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(平成19年3月まで独立行政法人国立特殊教育総合研究所)において、障害のある子どものニーズに対応した情報コンテンツの充実・普及に資するため、「障害のある児童生徒等の教育の総合的情報提供体制におけるコンテンツの充実・普及体制に関する実際研究」を平成17年度から実施。 ○ 各都道府県において指導的立場に立つ教職員等を対象に「情報手段活用による教育的支援指導者研修」を実施し、インターネットを通じて全国の特別支援学校及び都道府県の特別支援教育センター等に配信。 ○ 障害者社会参加総合推進事業(平成18年9月まで)において、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス拠点として障害者ITサポートセンターを設置・運営する事業を23都道府県・政令都市33か所(平成18年度)で実施。 ○ 障害者ITサポートセンター運営事業(平成18年10月から)において、障害者等の情報通信技術(IT)の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、障害者ITサポートセンターを設置・運営する事業を25都道府県(平成23年度)で実施。

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																								
	<p>178 障害者が容易に情報を発信し、情報にアクセスできるよう、使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及等を促進するとともに、ISO/IECガイド71（高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）に基づき、障害者にとって使いやすいように配慮した情報通信機器設計の指針等をJIS（日本工業規格）化する。</p>	<p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害者等向け情報システム開発事業」の一環として、高齢者・障害者のパソコン等の利用を促進するため、それを支える中間支援者（サポーター）の養成を目的として開発した「支援技術利用促進プログラム」の普及を図り、より多くの良質なサポーター育成を実施。（平成14年度まで） ○ 「電子情報支援技術利用促進プログラム」の普及と障害者のIT利用を支援する技術者の養成に向けた調査研究事業を実施。（平成14年度まで） <p>総務省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）を通じ、高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発等を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し開発に必要な経費の助成を実施。 <table border="1" data-bbox="1567 632 2742 852"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募数</td> <td>40件</td> <td>23件</td> <td>25件</td> <td>16件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13件</td> <td>11件</td> <td>13件</td> <td>19件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>助成件数</td> <td>9件</td> <td>12件</td> <td>9件</td> <td>11件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5件</td> <td>6件</td> <td>8件</td> <td>7件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な経費の助成を実施。 <table border="1" data-bbox="1567 1045 2742 1266"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募数</td> <td>17件</td> <td>27件</td> <td>19件</td> <td>23件</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19件</td> <td>21件</td> <td>20件</td> <td>414件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>助成件数</td> <td>6件</td> <td>8件</td> <td>10件</td> <td>12件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9件</td> <td>7件</td> <td>8件</td> <td>7件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化社会における様々な社会的課題の解決に資するため、ユビキタスネットワーク技術とロボット技術の一層の融合を図りつつ、特に高齢者や障害者を対象としたロボットサービスに必要な機能を実現し、その幅広い普及促進を図ることを目的として所要の研究開発を実施。平成23年度は、要素技術ごとに開発・試作等をした機能について性能評価を実施した。 ○ 電気通信機器のアクセシビリティについてJIS化を進めるとともに、電気通信アクセシビリティの国際標準化に向けた取組を行った結果、平成19年1月に、電気通信アクセシビリティガイドラインがITU勧告として承認された。（平成16年度～） <p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「JIS X 8341-1高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第1部：共通指針」、「JISX8341-2同 第2部：情報処理装置」、「JISX8341-3同 第3部：ウェブコンテンツ」、「JIS X 8341-4同第4部：電気通信機器」及び、「JISX8341-5同 第5部：事務機器」のJISを制定。（平成17年度まで）これら情報アクセシビリティJISを基にした国際標準化に向けた取り組みを実施。（平成16年度～）ISO及びITUにおける国際標準化を受け、「JIS X8341-1」及び「JIS X8341-3」を改正。また、「JIS X8341-7」を制定。（平成23年度まで） 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		応募数	40件	23件	25件	16件	18件		13件	11件	13件	19件		助成件数	9件	12件	9件	11件	9件		5件	6件	8件	7件			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		応募数	17件	27件	19件	23件	22件		19件	21件	20件	414件		助成件数	6件	8件	10件	12件	11件		9件	7件	8件	7件	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																					
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																						
応募数	40件	23件	25件	16件	18件																																																																					
	13件	11件	13件	19件																																																																						
助成件数	9件	12件	9件	11件	9件																																																																					
	5件	6件	8件	7件																																																																						
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																					
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																						
応募数	17件	27件	19件	23件	22件																																																																					
	19件	21件	20件	414件																																																																						
助成件数	6件	8件	10件	12件	11件																																																																					
	9件	7件	8件	7件																																																																						

	分野別施策	関係省庁	推進状況
	<p>179 各省庁、地方公共団体は公共調達において、障害者に配慮した情報通信機器、システムの調達に努力する。</p> <p>180 行政情報について、ホームページ等のバリアフリー化を推進する。</p>	<p>各府省</p> <p>金融庁</p> <p>各府省</p> <p>内閣府</p> <p>警察庁</p> <p>金融庁</p> <p>総務省</p> <p>法務省</p>	<p>○ 平成15年7月に「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議」が決定した「電子政府構築計画」（平成16年6月一部改定）において、電子政府構築の原則として、ユニバーサルデザイン（だれもが使いやすい設計）の確保を掲げ、障害者、高齢者の使いやすさにも十分配慮されたシステムの導入に努めることを明記。</p> <p>○ 金融庁業務支援統合システムの設計・開発において、金融庁・財務（支）局等の職員向け及び金融機関等向けのそれぞれの特性に合わせ、アクセシビリティとユニバーサルデザインに配慮した画面設計を行う旨を調達仕様書に明記するなど、アクセシビリティやユニバーサルデザインに配慮したシステムの導入に努めている。（平成20年度～）</p> <p>○ 平成18年7月26日に「IT戦略本部」が決定した「重点計画-2006」、平成18年8月31日に「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議」が決定した「電子政府推進計画」において、各府省は、高齢者や障害のある人を含めてすべての人々の利用しやすさなどに配慮しつつ、引き続きホームページなどにおける行政情報の電子的提供の充実に努めることを明記。</p> <p>○ 平成18年2月、日本工業規格（JISX8341-3）に沿った「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」を定めた。</p> <p>○ 国家公安委員会及び警察庁ホームページに、高齢者や視覚障害のある利用者に配慮し、「音声読み上げ・文字拡大」機能を追加した。（平成16年度整備）</p> <p>○ 金融庁ウェブサイトは、高齢者や障害者などの方が利用しやすいように、ウェブサイト掲載内容の読上げ、フォントサイズの変更、色指定等ができるウェブ・アクセシビリティ支援ツールを平成18年4月1日より導入し、ウェブ利用者に対して無償配布している。</p> <p>○ ウェブサイトにコンテンツを掲載するにあたっては、htmlに音声読み上げやブラウザ表示に支障をきたすおそれのある機種依存文字を使用しないよう、当庁独自の「ウェブサイト掲載情報確認書」を作成し、個々の案件毎に確認している（平成22年12月～）。</p> <p>○ 高齢者・障害者を含めた誰もが情報通信を容易に利用できるよう、ホームページの問題点を点検・修正するシステムを平成15年5月公表し、全地方公共団体等に配布。</p> <p>○ 音声読み上げ・文字拡大などアクセシビリティ支援ツールを導入し、目や耳の不自由な方にも内容を理解していただけるよう努めている。</p> <p>○ 平成22年9月から「みんなの公共サイト運用モデルの改定に関する研究会」を開催し、高齢者や障害者を含めた誰もが公共分野のホームページ等を利用することができるよう、具体的なウェブアクセシビリティ維持・向上のための運用モデルである「みんなの公共サイト運用モデル（2010年度改定版）」を取りまとめ、平成23年3月に報告書を公表した。</p> <p>○ 日本司法支援センターのホームページに、高齢者や視覚障害のある利用者に配慮し、「音声読み上げ・文字拡大表示」機能を設けている。</p>

	分野別施策	関係省庁	推進状況
		<p>外務省</p> <p>財務省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年3月から、広報動画の配信を開始するなど、聴覚障害者にも配慮した外務省ホームページを制作 ○ 平成17年7月には、外務省ホームページ日本語版のトップページを日本工業規格（JISX8341-3:2004）に準拠した、障害者が利用しやすいデータ形式に標準化（CSS化）した。新規に作成するHTMLファイルについては音声読み上げソフトに対応するなどアクセシビリティに配慮したものとなっている。 ○ 在外公館ホームページについては、平成17年度中にアクセシビリティ向上のために共通テンプレートを導入した。 ○ 平成19年には、弱視の方もトップページに掲載している資料のタイトルや説明書きが読めるようにするために外務省ホームページにフォントを大きくできる機能を設置。 ○ 平成23年3月にはコンサルタントに委託し、外務省ホームページのJISX8341-3:2010に基づくアクセシビリティ診断を実施。 ○ 国税庁ホームページについて、日本工業規格（JISX8341-3）に沿ったホームページとなるよう、平成18年3月に「国税ウェブサイトガイドライン」を策定し、アクセシビリティに配慮したホームページ製作に努めている。 ○ 文部科学省ホームページは、平成16年3月に大幅なリニューアルを行い、視覚障害を持つ方でも使いやすいデザインを導入している。各ページの制作にあたっては、実際に音声読み上げブラウザを使用し、意味の通じない記号や略語は避けるなど、耳で聞いても分かりやすいページ作りを進めるようにしている。また、カラーバリアフリーにも配慮し、色の区別がつきづらい方でも問題なく閲覧できるカラーでページを作るよう注意している。 さらに、PDFファイルのみでの掲載は可能な限り避ける様にし、htmlファイルで作成が可能なものについては、原則htmlファイルでの公開を行うよう努めている。（平成19年度まで） ○ 障害者や高齢者などの方が利用しやすいように、「音声読み上げ」機能等を備えたアクセシビリティ支援ツールの導入を平成17年度に行った。（平成19年度まで） ○ 文部科学省ホームページは、平成21年1月コンテンツ・マネジメントシステムを導入するにあわせて、リニューアルを行った。リニューアルに伴うテンプレートおよびデザインの構築にあたっては、JISX8341-3:2004に配慮し、アクセシビリティのさらなる向上を図った。（平成19年度まで） ○ 文部科学省ウェブサイトは、平成21年1月コンテンツ・マネジメントシステムを導入した。その際、誰もが負担なく情報を取得できるよう、JIS X 8341-3（日本工業規格：高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ）にもとづいたテンプレートを開発したことで、以後、アクセシビリティに配慮したコンテンツを量産していけるようになった。また、アクセシビリティを継続的に向上して いけるようアクセシビリティガイドラインを策定し、運用面の整備も行った。 ○ 平成24年3月には文部科学省ホームページのJISX8341-3:2010に基づくアクセシビリティ診断を実施。 ○ 厚生労働省ホームページについて、高齢者や視覚障害者が容易に利用できるよう、平成16年3月1日から「音声読み上げ/文字拡大サービス」の提供を実施。さらに、平成17年2月21日から視覚障害者向けに「点字ファイルダウンロードサービス」の提供を実施。

分野別施策		関係省庁	推進状況																								
		農林水産省	○ 農林水産省ホームページについて、高齢者・障害者に配慮し、音声読み上げソフト、文字拡大ソフトに対応するページを平成17年度から作成し、平成19年度よりアクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入している。																								
		経済産業省	○ 経済産業省ホームページについて、障害のある利用者を含むすべての利用者が提供情報やサービスに平等にアクセスできるよう、提供情報やサービスの様々な形式への変換等が適切に行えるよう配慮することを定めた「経済産業省ウェブサイトスタイルガイドライン」を平成15年10月に策定。また、平成24年度から、JISX8341-3:2010に準拠したホームページへリニューアルするための取組を実施した。																								
		国土交通省	○ 国土交通省ホームページに、高齢者や弱視障害者等に配慮し、平成16年3月から「音声読み上げ・文字拡大」機能の提供を実施。平成20年度よりアクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入した新たな国土交通省ホームページの運用を開始した。																								
		環境省	○ 環境省ホームページでは、平成17年2月に「音声読み上げ・文字拡大」ソフトを導入した。また、平成18年12月に「環境省ウェブ作成ガイドライン」を策定し、環境省が運営するホームページについて高齢者・障害者に配慮するよう努めている。																								
		防衛省	○ 防衛省ホームページにおいて、音声読み上げツールの導入、PDF形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキストの貼り付け、文字サイズ変更ボタンの設置、閲覧しているページがどの階層に位置しているかを示した情報の提供等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。																								
② 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及	181 選挙における障害者の投票を容易にする手段として、電子投票の導入を推進する。	総務省	○ 総務省としては、電子投票による選挙の執行に要する経費について特別交付税措置を講じているほか、電子投票の信頼性向上を促進するとともに、電子投票システムの技術的な課題や導入団体の実施状況についての調査分析を行い、地方公共団体に対して必要な情報を提供している。○ <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度末)</td> <td>(平成16年度末)</td> <td>(平成17年度末)</td> <td>(平成18年度末)</td> <td>(平成19年度末)</td> </tr> <tr> <td>導入地方公共団体数</td> <td>全国9市町村</td> <td>全国10市町村</td> <td>全国10市町村</td> <td>全国8市町村</td> <td>全国8市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td>(平成21年度末)</td> <td>(平成22年度末)</td> <td>(平成23年度末)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>全国8市町村</td> <td>全国8市町村</td> <td>全国7市町村</td> <td>全国7市町村</td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)	導入地方公共団体数	全国9市町村	全国10市町村	全国10市町村	全国8市町村	全国8市町村		(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)	(平成23年度末)			全国8市町村	全国8市町村	全国7市町村	全国7市町村	
	(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																						
導入地方公共団体数	全国9市町村	全国10市町村	全国10市町村	全国8市町村	全国8市町村																						
	(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)	(平成23年度末)																							
	全国8市町村	全国8市町村	全国7市町村	全国7市町村																							
	182 障害者のITの利用を促進するため、情報通信機器の取得を支援する施策を推進する。	厚生労働省	○ 障害者社会参加総合推進事業において、情報機器を使用するにあたり、必要となる周辺機器及びソフト等の購入に要する費用の一部を助成する「障害者情報バリアフリー化支援事業」を実施。（平成18年9月まで） ○ 日常生活用具給付等事業において、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、情報・意思疎通支援用具（参考例：報機器の周辺機器及びソフト等）を給付。（平成18年10月から）																								
	183 SOHO（在宅や小規模な事務所での勤務）、テレワーク（情報通信を利用した在宅勤務等）などITの活用による障害者の就業のための取組を推進する。	総務省	○ 障害者や高齢者等多様な人材の就業機会の拡大及び積極的な社会への参画を促進するため、ICTを活用したテレワークシステムに関する実証実験（平成22年度まで）、環境整備税制によるテレワーク導入企業に対する支援措置（平成22年度まで）、テレワーク導入に向けた課題の調査・抽出及び解決方策の検討（平成23年度）、セミナー等による普及啓発活動等を総合的に実施。																								
③ 情報提供の充実	184 聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での整備を促進する。	厚生労働省	○ 全都道府県設置に向けて障害保健福祉関係全国主管課長会議等を通じて各県に周知。（平成23年12月26日現在40か所）																								

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																
<p>185 放送事業者の協力も得て、字幕番組、解説番組、手話番組など障害者に配慮した情報提供の一層の拡充のための施策を推進する。</p>	<p>総務省</p>	<p>○ 「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）を通じて字幕番組、解説番組、手話番組等の制作に対する助成を実施。</p> <table border="1" data-bbox="1528 409 2775 787"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th>(平成23年度)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>字幕番組助成件数</td> <td>6,919本</td> <td>12,943本</td> <td>11,209本</td> <td>14,651本</td> <td>13,419本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11,890本</td> <td>12,510本</td> <td>33,131本</td> <td>35,160本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話番組助成件数</td> <td>1,748本</td> <td>2,120本</td> <td>1,488本</td> <td>1,353本</td> <td>871本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>660本</td> <td>667本</td> <td>1,767本</td> <td>1,388本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>解説番組助成件数</td> <td></td> <td></td> <td>27本</td> <td>39本</td> <td>144本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>72本</td> <td>55本</td> <td>267本</td> <td>432本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）において、視聴覚障害者向け放送ソフト制作技術の研究開発を実施し、字幕制作工程の多くを自動化し字幕番組を効率的に制作するシステムを開発した。本システムは、平成16年度に実用化され、平成17年度から放送事業者や字幕制作会社の一部で導入された。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		字幕番組助成件数	6,919本	12,943本	11,209本	14,651本	13,419本		11,890本	12,510本	33,131本	35,160本		手話番組助成件数	1,748本	2,120本	1,488本	1,353本	871本		660本	667本	1,767本	1,388本		解説番組助成件数			27本	39本	144本		72本	55本	267本	432本	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																													
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																														
字幕番組助成件数	6,919本	12,943本	11,209本	14,651本	13,419本																																													
	11,890本	12,510本	33,131本	35,160本																																														
手話番組助成件数	1,748本	2,120本	1,488本	1,353本	871本																																													
	660本	667本	1,767本	1,388本																																														
解説番組助成件数			27本	39本	144本																																													
	72本	55本	267本	432本																																														
<p>186 点字図書、字幕付きビデオなど視聴覚障害者への情報提供サービスの充実を図るとともに、公共サービスにおいては、点字、録音物等による広報の促進を図る。</p>	<p>内閣府</p> <p>消費者庁</p> <p>警察庁</p> <p>総務省</p>	<p>○ 平成18年2月、日本工業規格(JIS X8341-3)に沿った「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」を定めた。</p> <p>○ 障害者白書の概要の点字版を作成。</p> <p>○ 政府広報として、政府の施策を理解しやすくまとめた音声広報CD及び展示広報誌を年6回作成し、全国視覚障害者情報提供施設協会、日本盲人会連合、盲学校、都道府県立図書館及び地方公共団体等へ配布。また、音声CDについては、内閣府政府広報室が運営する政府広報オンラインにおいてダウンロードサービスを実施。</p> <p>○ 「消費者行政の推進に関する広報リーフレット」制作において、目の不自由な方に配慮してSPコードを採用した(平成20年度)。</p> <p>○ 平成22年1月から開催されている障がい者制度改革推進会議の様子は、手話通訳や字幕付き画面のオンデマンドで内閣府ホームページから動画を見ることができるようになった。また、視覚障害者向け専門放送局の同会議の音声放送について協力。</p> <p>○ 「くらしの豆知識2012」デイジー版（国民生活センター作成）を複製、視覚障害者団体に送付（平成24年4月）。</p> <p>○ 若者・高校生向け映像（DVD）教材「もしあなたが消費者トラブルにあったら…消費者センスを高めよう！」（平成23年度作成）の聴覚障害者用字幕入り版を作成、全国の支援学校（聾学校、養護学校）に配布。希望者には無償で貸出。</p> <p>○ 国家公安委員会及び警察庁ホームページに、高齢者や視覚障害のある利用者に配慮し、「音声読み上げ・文字拡大」機能を追加した。（平成16年度整備）</p> <p>○ 高齢者・障害者を含めた誰もが情報通信を容易に利用できるよう、ホームページの問題点を点検・修正するシステムを平成15年5月に公表し、全地方公共団体等に配布。</p>																																																

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 音声読み上げ・文字拡大などアクセシビリティ支援ツールを導入し、目や耳の不自由な方にも内容を理解していただけるよう努めている。 ○ 平成22年9月から「みんなの公共サイト運用モデルの改定に関する研究会」を開催し、高齢者や障害者を含めた誰もが公共分野のホームページ等を利用することができるよう、具体的なウェブアクセシビリティ維持・向上のための運用モデルである「みんなの公共サイト運用モデル（2010年度改定版）」を取りまとめ、平成23年3月に報告書を公表した。（平成23年度まで） <p>法務省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報ビデオ「もしも・・・あなたが犯罪被害に遭遇したら」等の字幕版を、移動教室プログラム等において上映するほか、要望に応じて学校等に貸し出すなど積極的に活用しており、耳の不自由な人も利用できるよう措置。 法務省の人権擁護機関では、各種人権課題に関する啓発広報ビデオを作成する際に、字幕付ビデオも併せて作成。 また、①各種人権啓発冊子や特別支援学校卒業予定者向け広報用リーフレット、②全国の児童・生徒に配布している相談用の便箋兼封筒には、聴覚障害者向けに、記録された情報を専用機器で読み上げるための音声コードを導入。（①は平成22年度から、②は平成23年度から） ○ “社会を明るくする運動”広報ビデオの作成にあたり、耳の不自由な人も利用できるよう、字幕スーパーを入れたものについて別途マスターテープを用意し、聴覚障害者等への対応を可能なものとした。（平成17年度～平成21年度まで） ○ 日本司法支援センターは、電話による問い合わせが困難な聴覚障害者等に対して、メールによる情報提供を行っている。 また、同センターでは、高齢者や弱視等の視覚障害のある利用者に配慮した拡大文字パンフレットや音声読み上げ機器に対応した「SPコード」を印字したパンフレットなどを作成している。 さらに、手紙や字幕スーパー、音声ガイダンス機能を付した広報用DVDを製作した。（平成21年度～） ○ 日本司法支援センターにおいて、各地方事務所におけるバリアフリー等に関連する施設環境をホームページ上で公表している。（平成20年度～） <p>外務省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年3月から、広報動画の配信を開始するなど、聴覚障害者にも配慮した外務省ホームページを制作。 ○ 平成17年7月には、外務省ホームページ日本語版のトップページを日本工業規格（JISX8341-3:2004）に準拠した、障害者が利用しやすいデータ形式に標準化（CSS化）した。新規に作成するHTMLファイルについては音声読み上げソフトに対応するなどアクセシビリティに配慮したものとなっている。 ○ 在外公館ホームページについては、平成17年度中にアクセシビリティ向上のために共通テンプレートを導入した。 ○ 平成19年には、弱視の方もトップページに掲載している資料のタイトルや説明書きが読めるようにするために外務省ホームページにフォントを大きくできる機能を設置。 ○ 平成23年3月にはコンサルタントに委託し、外務省ホームページのJISX8341-3:2010に基づくアクセシビリティ診断を実施。 <p>財務省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国税庁では、点字広報誌を作成し、盲学校及び点字図書館に配付。また、租税教育用ビデオの字幕版を制作し、視聴覚障害者に対して貸出しを実施。

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省ホームページは、平成16年3月に大幅なリニューアルを行い、視覚障害を持つ方でも使いやすいデザインを導入している。各ページの制作にあたっては、実際に音声読み上げブラウザを使用し、意味の通じない記号や略語は避けるなど、耳で聞いても分かりやすいページ作りを進めるようにしている。また、カラーバリアフリーにも配慮し、色の区別がつきづらい方でも問題なく閲覧できるカラーでページを作るよう注意している。さらに、PDFファイルのみでの掲載は可能な限り避ける様にし、htmlファイルで作成が可能なものについては、原則htmlファイルでの公開を行うよう努めている。(平成19年度まで) ○ 障害者や高齢者などの方が利用しやすいように、「音声読み上げ」機能等を備えたアクセシビリティ支援ツールの導入を平成17年度に行った。(平成19年度まで) ○ 文部科学省ホームページは、平成21年1月コンテンツ・マネジメントシステムを導入するにあわせて、リニューアルを行った。リニューアルに伴うテンプレートおよびデザインの構築にあたっては、JIS X 8341-3:2004に配慮し、アクセシビリティのさらなる向上を図った。(平成19年度まで) ○ 文部科学省ウェブサイトは、平成21年1月コンテンツ・マネジメントシステムを導入した。その際、誰もが負担なく情報を取得できるよう、JIS X 8341-3 (日本工業規格：高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ)にもとづいたテンプレートを開発したことで、以後、アクセシビリティに配慮したコンテンツを量産していけるようになった。また、アクセシビリティを継続的に向上していけるようアクセシビリティガイドラインを策定し、運用面の整備も行った。 ○ 平成24年3月には文部科学省ホームページのJISX8341-3:2010に基づくアクセシビリティ診断を実施。 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 点字図書や録音図書を製作し、視覚障害者に対して貸出しを実施。日々の新聞ニュースを点字データ等によりインターネット配信。点字を判読できない視覚障害者に対し、録音広報を提供。テレビ番組に手話や字幕を挿入したビデオを製作し、聴覚障害者に対して貸出しを実施。 ○ 厚生労働省ホームページについて、高齢者や視覚障害者が容易に利用できるよう、平成16年3月1日から「音声読み上げ/文字拡大サービス」の提供を実施。さらに、平成17年2月21日から視覚障害者向けに「点字ファイルダウンロードサービス」の提供を実施。 <p>農林水産省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カセットテープ・点字図書・大活字本等による情報提供 月刊テープ雑誌「声の食生活情報」、音声版食品解説「声のア・ラ・カルト」、Q&A「耳知識—食と生活」、「指で読む食生活文庫」、料理手引書等の作成及び点字図書館等への配布。(平成18年度まで) ○ 障害者の食生活に関する調査を実施。(食生活情報の満足度、「食事バランスガイド」の活用・理解度に関するアンケート調査(平成19年度)) ○ 買物・外食の際のサポートマニュアルの作成及びサポート体制の推進。(平成18年度まで) ○ 障害者が自立した食生活を営むため、平成14年度に作成したユニバーサルデザインガイドブックの配布及び関連サービスなどの情報を提供。(平成18年度まで) ○ 障害者を対象に、「食事バランスガイド」の内容や食事への活用方法について、点字などによる情報提供を実施。(平成19・20・21年度)

分野別施策	関係省庁	推進状況																																										
	187 字幕付きビデオ作成に係る著作権の運用改善を図る。	<p>○ 農林水産省ホームページについて、高齢者・障害者に配慮し、音声読み上げソフト、文字拡大ソフトに対応するページを平成17年度から作成し、平成19年度よりアクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入している。</p> <p>○ 経済産業省ホームページについて、障害のある利用者を含むすべての利用者が提供情報やサービスに平等にアクセスできるよう、提供情報やサービスの様々な形式への変換等が適切に行えるよう配慮することを定めた「経済産業省ウェブサイトスタイルガイドライン」を平成15年10月に策定。また、平成24年度から、JISX8341-3:2010に準拠したホームページへリニューアルするための取組を実施した。</p> <p>○ 国土交通省ホームページに、高齢者や弱視障害者等に配慮し、平成16年3月から「音声読み上げ・文字拡大」機能の提供を実施。平成20年度よりアクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入した新たな国土交通省ホームページの運用を開始した。</p> <p>○ 環境省ホームページでは、平成17年2月に「音声読み上げ・文字拡大」ソフトを導入した。また、平成18年12月に「環境省ウェブ作成ガイドライン」を策定し、環境省が運営するホームページについて高齢者・障害者に配慮するよう努めている。</p> <p>○ 防衛省ホームページにおいて、音声読み上げツールの導入、PDF形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキスト文の貼り付け、文字サイズ変更ボタンの設置、閲覧しているページがどの階層に位置しているかを示した情報の提供等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。</p> <p>○ 文部科学省 ○ 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターにおける字幕付きビデオに関するライブラリー事業が適切かつ円滑に促進されるよう、必要に応じ助言。また、障害者の情報へのアクセスに配慮した著作権制度の在り方について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月には、障害等により著作物の利用が困難な者を可能な限り権利制限の対象に含めるとともに、字幕付きビデオの作成等を含む複製等の主体、方式についてもそれに応じて拡大することが適当との内容を盛り込んだ報告書を取りまとめた。これを踏まえ、同年6月に改正著作権法が成立した。（平成22年1月1日から施行）</p>																																										
④ コミュニケーション支援体制の充実	188 コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障害者に対する手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう通訳者の養成研修を推進するとともに、これらの派遣体制の充実強化を推進する。	<p>○ 手話奉仕員等の指導を行う手話通訳指導者を養成。</p> <p>○ 地域生活支援事業において、手話奉仕員、要約筆記者奉仕員及び手話通訳者等を養成。</p> <p>○ 都道府県及び市町村において、以下の事業をそれぞれ実施。 （平成18年10月からは地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。）</p> <p>（1）都道府県事業（以下の数値は各事業の実施都道府県・政令都市数） （平成18年9月まで：障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた都道府県・政令都市数） （平成18年10月から：都道府県の実施する地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する都道府県数）</p> <table border="1" data-bbox="1469 1680 2760 1911"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> <th>（平成18年度）</th> <th>（平成19年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話奉仕員の養成研修を行う事業</td> <td>41か所</td> <td>38か所</td> <td>35か所</td> <td colspan="2">（平成18年9月まで）</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者奉仕員の育成・研修を行う事業</td> <td>59か所</td> <td>59か所</td> <td>60か所</td> <td colspan="2">（平成18年9月まで）</td> </tr> <tr> <td>奉仕員養成研修事業（平成18年10月から）</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>46か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td colspan="2">47か所</td> </tr> </tbody> </table>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）													手話奉仕員の養成研修を行う事業	41か所	38か所	35か所	（平成18年9月まで）		要約筆記者奉仕員の育成・研修を行う事業	59か所	59か所	60か所	（平成18年9月まで）		奉仕員養成研修事業（平成18年10月から）		—	—	46か所	47か所		47か所	47か所	47か所	47か所	
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																																							
手話奉仕員の養成研修を行う事業	41か所	38か所	35か所	（平成18年9月まで）																																								
要約筆記者奉仕員の育成・研修を行う事業	59か所	59か所	60か所	（平成18年9月まで）																																								
奉仕員養成研修事業（平成18年10月から）		—	—	46か所	47か所																																							
	47か所	47か所	47か所	47か所																																								

分野別施策		関係省庁	推進状況																																																																																																																		
			<p>(手話奉仕員の養成研修を行う事業及び要約筆記奉仕員の養成・研修を行う事業は、平成18年度から奉仕員養成研修事業に変更。)</p> <table border="1"> <tr> <td>手話通訳者養成研修事業</td> <td>58か所</td> <td>58か所</td> <td>60か所</td> <td>45か所</td> <td>45か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>46か所</td> <td>44か所</td> <td>41か所</td> <td>43か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盲ろう者通訳・介助員養成研修事業</td> <td>34か所</td> <td>36か所</td> <td>39か所</td> <td>27か所</td> <td>32か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>37か所</td> <td>37か所</td> <td>38か所</td> <td>40か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話奉仕員を派遣する事業</td> <td>30か所</td> <td>29か所</td> <td colspan="3">22か所(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>要約筆記奉仕員を派遣する事業</td> <td>55か所</td> <td>56か所</td> <td colspan="3">54か所(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>11か所</td> <td colspan="2">10か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9か所</td> <td>8か所</td> <td>8か所</td> <td colspan="2">9か所</td> </tr> </table> <p>(手話奉仕員を派遣する事業、要約筆記奉仕員を派遣する事業は、平成18年10月からコミュニケーション支援事業に変更。)</p> <p>(2) 市町村事業(以下の数値は各事業の実施市町村数) (平成18年9月まで: 障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた市町村数) (平成18年10月から: 市町村地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する市町村数)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話奉仕員の派遣事業</td> <td>305か所</td> <td>295か所</td> <td colspan="3">283か所(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>手話奉仕員の養成事業</td> <td>409か所</td> <td>420か所</td> <td colspan="3">423か所(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>要約筆記奉仕員の派遣事業</td> <td>151か所</td> <td>177か所</td> <td colspan="3">180か所(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>要約筆記奉仕員の養成事業</td> <td>167か所</td> <td>182か所</td> <td colspan="3">176か所(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者派遣事業</td> <td>119か所</td> <td>225か所</td> <td colspan="3">252か所(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,112か所</td> <td colspan="2">1,318か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,351か所</td> <td>1,309か所</td> <td>1,319か所</td> <td colspan="2">1,324か所</td> </tr> </table> <p>(手話奉仕員の派遣事業、要約筆記奉仕員の派遣事業及び手話通訳派遣事業は、平成18年10月からコミュニケーション事業に変更。)</p> <table border="1"> <tr> <td>奉仕員養成研修事業(平成18年10月から)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>417か所</td> <td>562か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>595か所</td> <td>609か所</td> <td>627か所</td> <td colspan="2">617か所</td> </tr> </table> <p>(手話奉仕員の養成事業及び要約筆者奉仕員の養成事業は、平成18年10月から奉仕員養成研修事業に変更。)</p> <p>○ 手話ができる警察官の交番等への配置や「警察版コミュニケーション支援ボード」の全国警察の交番等への配布等により、聴覚障害者からの各種届け出、相談等に適切に対応。平成16年2月、障害者への対応マニュアル「障害をもつ方への接遇要領」を作成し、各都道府県警察に配付し窓口対応職員等への障害をもつ人に関する理解を促進。</p>	手話通訳者養成研修事業	58か所	58か所	60か所	45か所	45か所		46か所	44か所	41か所	43か所		盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	34か所	36か所	39か所	27か所	32か所		37か所	37か所	38か所	40か所		手話奉仕員を派遣する事業	30か所	29か所	22か所(平成18年9月まで)			要約筆記奉仕員を派遣する事業	55か所	56か所	54か所(平成18年9月まで)			コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)	—	—	11か所	10か所			9か所	8か所	8か所	9か所			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)		手話奉仕員の派遣事業	305か所	295か所	283か所(平成18年9月まで)			手話奉仕員の養成事業	409か所	420か所	423か所(平成18年9月まで)			要約筆記奉仕員の派遣事業	151か所	177か所	180か所(平成18年9月まで)			要約筆記奉仕員の養成事業	167か所	182か所	176か所(平成18年9月まで)			手話通訳者派遣事業	119か所	225か所	252か所(平成18年9月まで)			コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)	—	—	1,112か所	1,318か所			1,351か所	1,309か所	1,319か所	1,324か所		奉仕員養成研修事業(平成18年10月から)	—	—	—	417か所	562か所		595か所	609か所	627か所	617か所	
手話通訳者養成研修事業	58か所	58か所	60か所	45か所	45か所																																																																																																																
	46か所	44か所	41か所	43か所																																																																																																																	
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	34か所	36か所	39か所	27か所	32か所																																																																																																																
	37か所	37か所	38か所	40か所																																																																																																																	
手話奉仕員を派遣する事業	30か所	29か所	22か所(平成18年9月まで)																																																																																																																		
要約筆記奉仕員を派遣する事業	55か所	56か所	54か所(平成18年9月まで)																																																																																																																		
コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)	—	—	11か所	10か所																																																																																																																	
	9か所	8か所	8か所	9か所																																																																																																																	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)																																																																																																																	
手話奉仕員の派遣事業	305か所	295か所	283か所(平成18年9月まで)																																																																																																																		
手話奉仕員の養成事業	409か所	420か所	423か所(平成18年9月まで)																																																																																																																		
要約筆記奉仕員の派遣事業	151か所	177か所	180か所(平成18年9月まで)																																																																																																																		
要約筆記奉仕員の養成事業	167か所	182か所	176か所(平成18年9月まで)																																																																																																																		
手話通訳者派遣事業	119か所	225か所	252か所(平成18年9月まで)																																																																																																																		
コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)	—	—	1,112か所	1,318か所																																																																																																																	
	1,351か所	1,309か所	1,319か所	1,324か所																																																																																																																	
奉仕員養成研修事業(平成18年10月から)	—	—	—	417か所	562か所																																																																																																																
	595か所	609か所	627か所	617か所																																																																																																																	
8. 国際協力																																																																																																																					
① 国際協力等の推進	190 ネットワークづくりや推進体制の整備により、リハビリテーション等の技術交流、情報の交換、技術指導者の養成等の国際協力を一層推進する。特に、アジア太平洋地域における国際協力を積極的に取り組む。【平成23年度に関しては集計中(平成25年4月中旬に掲載予定)】	外務省	<p>○ 研修コース ・ 集団研修</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職業リハビリテーションと障害者の就労コース※</td> <td>8か国 8名</td> <td>8か国 10名</td> <td>8か国 9名</td> <td>7か国 7名</td> <td>10か国 10名</td> </tr> <tr> <td>(平成22年度より「障害者の雇用促進とディセント・ワークの実現」に名称変更)</td> <td>6か国 6名</td> <td>4か国 5名</td> <td colspan="3">6か国 6名</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			職業リハビリテーションと障害者の就労コース※	8か国 8名	8か国 10名	8か国 9名	7か国 7名	10か国 10名	(平成22年度より「障害者の雇用促進とディセント・ワークの実現」に名称変更)	6か国 6名	4か国 5名	6か国 6名																																																																																												
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																																																																		
職業リハビリテーションと障害者の就労コース※	8か国 8名	8か国 10名	8か国 9名	7か国 7名	10か国 10名																																																																																																																
(平成22年度より「障害者の雇用促進とディセント・ワークの実現」に名称変更)	6か国 6名	4か国 5名	6か国 6名																																																																																																																		

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<p>障害者リーダーコース※ (※平成18年度より「障害者リーダー育成コース」に名称変更) 9か国 10名 10か国 10名 8か国 9名 7か国 7名 10か国 10名 9か国 9名 8か国 8名 8か国 8名</p> <p>補装具製作技術 4か国 4名 4か国 4名 4か国 4名 2か国 2名 4か国 4名 2か国 2名 4か国 4名 3か国 3名</p> <p>知的障害福祉※ (※平成19年度より「地域活動としての知的障害者支援」に名称変更) 8か国 11名 6か国 10名 8か国 8名 7か国 8名 8か国 8名 11か国 11名 7か国 8名 2か国 3名</p> <p>障害者スポーツ指導者 9か国 12名 10か国 10名 (平成16年度まで)</p> <p>精神科チーム医療指導者研修 9か国 9名 9か国 9名 (平成16年度まで)</p> <p>喉頭摘出者のための食道発声指導員養成(アジア) 3か国 5名 (平成15年度まで)</p> <p>聾者のための指導者※ (※平成22年度より「聾者のための指導者～当事者団体強化～」に名称変更) 8か国 8名 8か国 8名 7か国 8名 8か国 8名 9か国 9名 7か国 10名 4か国 7名 4か国 5名</p> <p>視覚障害者用支援技術(アジア・太平洋地域限定) 7か国 7名 (平成15年度まで)</p> <p>セルフ事業による障害者自立 5か国 8名 6か国 6名 5か国 6名 (平成17年度まで)</p> <p>視覚障害者自立支援のためのマッサージ指導者育成研修(アジア・太平洋) 8か国 8名 8か国 10名 3か国 3名 1か国 1名 4か国 5名 (平成19年度まで)</p> <p>障害者スポーツを通じた社会統合※ (※平成19年度より「障害者スポーツを通じた社会参加」に名称変更) 11か国11名 9か国 9名 10か国 11名 8か国 8名 6か国 7名 (平成21年度まで)</p> <p>医療技術スタッフ錬成Ⅱ※ (※平成19年度より「医療技術スタッフ錬成」に名称変更) 9か国 13名 11か国 14名 8か国 10名 6か国 9名 5か国 7名 (平成21年度まで)</p> <p>高級事務レベル社会福祉行政研修(ASEAN)(平成19年度) 8か国 10名 4か国 5名 5か国 6名</p> <p>障害者スポーツリーダーの養成 (平成22年度) 4か国 4名</p> <p>・個別研修 (平成15年度)(平成16年度)(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) (平成20年度)(平成21年度)(平成22年度)</p> <p>アゼルバイジャン「新しいリハビリ技術」(カウンターパート研修) 4名(平成15年度まで)</p> <p>カンボジア「社会福祉行政」(国別特設) 5名(平成15年度まで)</p> <p>マレーシア「知的障害児・者支援プログラム」(国別特設) 6名 6名(平成16年度まで)</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<p>日系研修員受入れ 4か国 7名 2か国2名 2か国2名 - 1か国2名 2か国 2名 -</p> <p>南部アフリカ地域障害者の地位向上（地域）※ 8か国 9名 9か国 10名 10か国 11名 10か国 10名 3か国5名 （※平成19年度より「アフリカ地域障害者の地位向上（地域）」に名称変更） 5か国 5名 2か国 4名</p> <p>シリア「CBR障害者リーダー研修」（国別） 2名（平成16年度のみ）</p> <p>ラオス「社会的弱者支援」（国別） 1名（平成16年度のみ）</p> <p>マレーシア「CBRワーカー支援プログラム」（国別） 6名 6名 6名 （平成19年度まで）</p> <p>大洋州地域障害者福祉人材育成（地域）※ 6か国 8名 5か国10名 （※平成19年度より「大洋州地域障害者福祉人材育成（地域）」に名称変更） 3か国 6名（平成20年度まで）</p> <p>中東地域CBR事業促進（地域）（平成19年度～） 3か国 6名 4か国 5名 4か国 6名 3か国 6名</p> <p>南米地域障害児教育（地域）（平成19年度～） 3か国11名 （※平成21年度より「南米地域特別支援教育」に名称変更） 3か国 11名 3か国 7名 3か国 9名</p> <p>災害看護・リハビリテーション（平成20年度～） 4か国 6名 6か国10名</p> <p>世界ポリオ根絶のための実験室診断技術（平成19年度～） 6か国7名 4か国 5名 4か国 3名</p> <p>ワクチン品質管理技術（平成18年度～） 4か国 4名 4か国4名 4か国4名 4か国4名 4か国4名 3か国 3名 4か国4名</p> <p>ワクチン予防可能疾患の疫学及び対策セミナー —ポリオ、麻疹、B型肝炎対策及び新ワクチン導入— 8か国8名 8か国9名 7か国8名 7か国7名 （平成16年度～20年度） 7か国7名</p> <p>仏語圏アフリカ地域ワクチン予防可能疾患の疫学及び対策セミナー （平成18年度～20年度） 4か国4名 4か国6名 5か国7名</p> <p>中米・カリブ地域 障害者自立生活（平成20年度～） （平成20年度）（平成21年度）（平成22年度） 4か国7名 4か国7名 3か国5名</p> <p>ヨルダン「障害者の経済的エンパワメント」 （平成20年度）（平成21年度）（平成22年度） （平成20年～） 8名 7名 7名</p> <p>ヨルダン・チュニジア「地域に根ざした就労支援 による障害者の経済的エンパワメント」（平成21年度～） （平成21年度）（平成22年度） 3名 4名</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																																						
		<p>中央アジア地域「障害者のメインストリーミング及びエンパワメント促進」 (平成22年度) 4か国 7名</p> <p>アジア地域「特別支援教育」 (平成22年度) 2か国 3名</p> <p>シリア「障害者支援」 (平成22年度) 8名</p> <p>ヨルダン「地域リハビリテーション」 (平成22年度) 7名</p> <p>○ 技術協力プロジェクト</p> <p>(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度)</p> <p>チリ国立身体障害者リハビリテーションプロジェクト (平成17年度まで)</p> <table border="1"> <tr> <td>専門家派遣</td> <td>9名</td> <td>9名</td> <td>3名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修員受入れ</td> <td>3名</td> <td>4名</td> <td>3名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機材供与</td> <td>1,748万円</td> <td>1,690万円</td> <td>522万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>中国中西部地区リハビリテーション人材養成プロジェクト</p> <table border="1"> <tr> <td>専門家派遣</td> <td>11名</td> <td>17名</td> <td>11名</td> <td>15名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10名</td> <td>14名</td> <td>15名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修員受入れ</td> <td>2名</td> <td>5名</td> <td>2名</td> <td>2名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10名</td> <td>12名</td> <td>16名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機材供与</td> <td>2,692万円</td> <td>2,261万円</td> <td>4,491万円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,796万円</td> <td>2,789万円</td> <td>1,072.5万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>アジア太平洋障害者センター※</p> <table border="1"> <tr> <td>専門家派遣</td> <td>14名</td> <td>16名</td> <td>11名</td> <td>11名</td> <td>11名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9名</td> <td>11名</td> <td>7名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修員受入れ</td> <td>20名</td> <td>6名</td> <td>5名</td> <td>6名</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6名</td> <td>7名</td> <td>2名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機材供与</td> <td>750万円</td> <td>75万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※平成19年よりフェーズ2を実施中</p> <p>インドネシア国立障害者職業リハビリテーションセンター機能強化</p> <table border="1"> <tr> <td>専門家派遣</td> <td>1名 (平成17年度のみ)</td> </tr> <tr> <td>研修員受入</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機材供与</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷被災者等に対するリハビリテーション技術の向上</p> <table border="1"> <tr> <td>専門家派遣</td> <td>1名 (平成17年度のみ)</td> </tr> <tr> <td>研修員受入</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機材供与</td> <td>-</td> </tr> </table>	専門家派遣	9名	9名	3名			研修員受入れ	3名	4名	3名			機材供与	1,748万円	1,690万円	522万円			専門家派遣	11名	17名	11名	15名	4名		10名	14名	15名			研修員受入れ	2名	5名	2名	2名	7名		10名	12名	16名			機材供与	2,692万円	2,261万円	4,491万円	-	-		2,796万円	2,789万円	1,072.5万円			専門家派遣	14名	16名	11名	11名	11名		9名	11名	7名			研修員受入れ	20名	6名	5名	6名	-		6名	7名	2名			機材供与	750万円	75万円	-	-	-		-					専門家派遣	1名 (平成17年度のみ)	研修員受入	-	機材供与	-	専門家派遣	1名 (平成17年度のみ)	研修員受入	-	機材供与	-
専門家派遣	9名	9名	3名																																																																																																					
研修員受入れ	3名	4名	3名																																																																																																					
機材供与	1,748万円	1,690万円	522万円																																																																																																					
専門家派遣	11名	17名	11名	15名	4名																																																																																																			
	10名	14名	15名																																																																																																					
研修員受入れ	2名	5名	2名	2名	7名																																																																																																			
	10名	12名	16名																																																																																																					
機材供与	2,692万円	2,261万円	4,491万円	-	-																																																																																																			
	2,796万円	2,789万円	1,072.5万円																																																																																																					
専門家派遣	14名	16名	11名	11名	11名																																																																																																			
	9名	11名	7名																																																																																																					
研修員受入れ	20名	6名	5名	6名	-																																																																																																			
	6名	7名	2名																																																																																																					
機材供与	750万円	75万円	-	-	-																																																																																																			
	-																																																																																																							
専門家派遣	1名 (平成17年度のみ)																																																																																																							
研修員受入	-																																																																																																							
機材供与	-																																																																																																							
専門家派遣	1名 (平成17年度のみ)																																																																																																							
研修員受入	-																																																																																																							
機材供与	-																																																																																																							

分野別施策		関係省庁	推進状況					
			マレーシア障害者福祉プログラム強化のための能力向上計画					
			専門家派遣			4名	6名	7名
				1名	—			
			研修員受入			3名	4名	—
				—	—			
			機材供与			—	—	—
				—	—			
			マレーシア障害者の社会参加支援サービス		専門家派遣 6名 (平成21年度)			
						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)
						(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)
						(平成21年度)	(平成22年度)	
			ルワンダ障害をもつ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練					
			専門家派遣			1名	1名	1名
				1名	—			
			研修員受入			—	—	—
				—	—			
			機材供与			—	—	—
				—	—			
			ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷被災者支援フェーズ2					
			専門家派遣				1名	—
				—	—			
			研修員受入				—	—
				—	—			
			機材供与				—	—
				—	—			
			アフガニスタン 特殊教育強化プロジェクト					
			専門家派遣				2名	3名
				—	—			
			研修員受入				1名	—
				—	—			
			機材供与				57万円	—
				—	—			
			エジプト 地域開発活動としての障害者支援					
			専門家派遣				2名	1名
				2名	4名			
			研修員受入				—	—
				—	—			
			機材供与				—	—
				—	—			

分野別施策		関係省庁	推進状況					
			コスタリカ ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の 総合リハビリテーション強化プロジェクト					
			専門家派遣	7名	9名	7名	1名	8名
			研修員受入	5名	0名	2名	5名	5名
			機材供与	-	-	-	622万円	479万円
				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)
				(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)		
			ミャンマー 社会福祉行政官育成プロジェクト					
			専門家派遣	3名	4名	4名	-	1名
			研修員受入	21名	11名	0名	5名	-
			機材供与	-	-	-	-	-
			キルギス 障害者の社会進出促進					
			専門家派遣	2名	5名			2名
			研修員受入	5名	11名			-
			機材供与	125.5万円	-			-
			コロンビア 地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化(平成20年度～)					
			専門家派遣	4名	4名	5名		
			研修員受入	8名	4名	4名		
			機材供与	-	-	-		
			ミャンマー リハビリテーション強化(平成20年度～)					
			専門家派遣	2名	4名	8名		
			研修員受入	3名	5名	8名		
			機材供与	507万円	1,146万円	-		

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況			
			フィリピン 地方における障害者のためのバリアフリー環境形成(平成20年度～)			
			専門家派遣	3名	3名	3名
			研修員受入	-	-	6名
			機材供与	-	-	-
				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)
				(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)
				(平成21年度)	(平成22年度)	
			パキスタン 障害者社会参加促進(平成20年度～)			
			専門家派遣	2名	4名	3名
			研修員受入	-	1名	11名
			機材供与	-	-	-
			アフガニスタン 教師教育における特別支援教育強化プロジェクト(平成20年度～)			
			専門家派遣	5名	7名	7名
			研修員受入	0名	7名	18名
			機材供与	-	46万	-
			エクアドル 社会的弱者のための職業訓練強化プロジェクト(平成20年度～)			
			専門家派遣	3名	2名	2名
			研修員受入	0名	0名	0名
			機材供与	3,715.4万円	4,588.1万円	-
			ベトナム 南部地域医療リハビリテーション強化プロジェクト(平成22年度～)			
			専門家派遣			5名
			研修員受入			7名
			教材供与			-
			ボリビア 特別支援教育教員養成プロジェクト(平成22年度～)			
			専門家派遣			1名
			研修員受入			0名
			機材供与			31.7万円
			マレーシア 障害者の社会参加支援サービスプロジェクト(平成21年度～)			
			専門家派遣		6名	1名
			研修員受入		0名	0名
			機材供与		-	-

分野別施策		関係省庁	推進状況					
			ボスニア・ヘルツェゴビナ 地雷被災者等に対するペインマネジメントプロジェクト（平成20年度～）					
			専門家派遣	1名	1名	1名		
			研修員受入	0名	0名	0名		
			機材供与	338.9万円	-	-		
			ボリビア 全国統一障害者登録プログラム実施促進プロジェクト フェーズ2（平成21年度～）					
			専門家派遣		0名	2名		
			研修員受入		0名	0名		
			機材供与		-	-		
				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)
				(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)		
			インドネシア 第三国研修「障害者職業リハビリテーションに関する国際研究プロジェクト」					
			専門家派遣				0名	0名
			研修員受入	0名	0名	0名	16名	10名
			機材供与	16名	16名	16名	-	-
				-	-	-		
			チリ 第三国研修「身体障害者リハビリテーション」					
			専門家派遣				0名	0名
			研修員受入	0名	0名	0名	12名	12名
			機材供与	18名	15名	12名	-	-
				-	-	-		
			チリ 第三国研修「JCPP身体障害者リハビリテーション」（平成22年度～）					
			専門家派遣				0名	
			研修員受入				4名	
			機材供与				-	
			チリ 第三国研修「JCPPパラグアイ県レベル早期療育サービスの向上」（平成21年度～）					
			専門家派遣		0名	0名		
			研修員受入		7名	6名		
			機材供与		-	-		
			○ 個別専門家派遣	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)
			派遣人数	5名	6名	4名	3名	5名
				(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)		
				3名	2名	2名		

分野別施策		関係省庁	推進状況																																																											
			<p>○ 抛却等</p> <ul style="list-style-type: none"> 途上国における障害者のためのリハビリ施設の整備等に対する支援を実施。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草の根・人間の安全保障無償資金協力</td> <td>21件、約1.2億円</td> <td>60件、約4.5億円</td> <td>48件、約3.7億円</td> <td>30件、約2.3億円</td> <td>42件、約3.4億円</td> </tr> <tr> <td></td> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>60件、約4.8億円</td> <td>49件、約3.9億円</td> <td>45件、約3.6億円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOに対する支援を実施。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成19年度)</th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本NGO支援無償資金協力※</td> <td>1件 6,410千円</td> <td>2件 16,719千円</td> <td>3件 約25,369千円</td> <td>1件 19,811千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3件 6,441千円</td> <td>7件 52,216千円</td> <td>4件 約89,213千円</td> <td>4件 40,238千円</td> </tr> <tr> <td>JICA草の根技術協力事業</td> <td>3件 16,160千円</td> <td>6件 59,709千円</td> <td>10件 73,187千円</td> <td>8件 82,001千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9件 83,693千円</td> <td>9件 93,621千円</td> <td>9件 67,322千円</td> <td>7件 47,110千円</td> </tr> <tr> <td>NGO事業補助金</td> <td>2件 909千円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2件 1,188千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成19年度より「日本NGO連携無償資金協力」に名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 国連障害者基金に対し平成22年度は3,162千円(33,630米ドル)を抛却。 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	草の根・人間の安全保障無償資金協力	21件、約1.2億円	60件、約4.5億円	48件、約3.7億円	30件、約2.3億円	42件、約3.4億円		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				60件、約4.8億円	49件、約3.9億円	45件、約3.6億円				(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	日本NGO支援無償資金協力※	1件 6,410千円	2件 16,719千円	3件 約25,369千円	1件 19,811千円		3件 6,441千円	7件 52,216千円	4件 約89,213千円	4件 40,238千円	JICA草の根技術協力事業	3件 16,160千円	6件 59,709千円	10件 73,187千円	8件 82,001千円		9件 83,693千円	9件 93,621千円	9件 67,322千円	7件 47,110千円	NGO事業補助金	2件 909千円	-	-	2件 1,188千円		0件	0件		-
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																									
草の根・人間の安全保障無償資金協力	21件、約1.2億円	60件、約4.5億円	48件、約3.7億円	30件、約2.3億円	42件、約3.4億円																																																									
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																											
	60件、約4.8億円	49件、約3.9億円	45件、約3.6億円																																																											
	(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																										
日本NGO支援無償資金協力※	1件 6,410千円	2件 16,719千円	3件 約25,369千円	1件 19,811千円																																																										
	3件 6,441千円	7件 52,216千円	4件 約89,213千円	4件 40,238千円																																																										
JICA草の根技術協力事業	3件 16,160千円	6件 59,709千円	10件 73,187千円	8件 82,001千円																																																										
	9件 83,693千円	9件 93,621千円	9件 67,322千円	7件 47,110千円																																																										
NGO事業補助金	2件 909千円	-	-	2件 1,188千円																																																										
	0件	0件		-																																																										
	191 国際協力に当たっては、相手国の実態やニーズを十分把握するとともに、援助を受ける国の文化を尊重し、その国のニーズに応じ柔軟に対応する。 【平成23年度に関しては集計中(平成25年4月中旬に掲載予定)】	外務省	<p>○ 平成15年8月政府開発援助大綱(ODA大綱)を改定し、その中で「ODA政策の立案及び実施にあたっては、開発途上国からの要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。」としている。また、平成17年2月に策定した「政府開発援助に関する中期政策」においても、障害者を含む社会的弱者への配慮を含む公平性の確保に言及している。それを受け、我が国は相手国の経済社会状況や開発政策、援助需要を十分把握し、それに沿った援助を実施するため、要請を受ける前から政策協議を活発に行うとともに、主要な被援助国について我が国の援助政策を踏まえつつ、真に必要な援助需要を反映した重点が明確な国別援助方針を策定。</p> <p>○ 上記大綱において、貧困削減を重点課題の一つとして取り上げ、中でも「教育や保健医療・福祉、水と衛生」といった社会開発分野を重視するとともに、経済の持続的成長、雇用の増加、生活の質の改善のための協力も重視。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年)</th> <th>(平成16年)</th> <th>(平成17年)</th> <th>(平成18年)</th> <th>(平成19年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我が国二国間援助における社会開発分野への援助のシェア</td> <td>18.8%</td> <td>23.8%</td> <td>20.0%</td> <td>22.4%</td> <td>27.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <th>(平成20年)</th> <th>(平成21年)</th> <th>(平成22年)</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>17.3%</td> <td>29.3%</td> <td>22.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年)	(平成16年)	(平成17年)	(平成18年)	(平成19年)	我が国二国間援助における社会開発分野への援助のシェア	18.8%	23.8%	20.0%	22.4%	27.1%		(平成20年)	(平成21年)	(平成22年)				17.3%	29.3%	22.0%																																					
	(平成15年)	(平成16年)	(平成17年)	(平成18年)	(平成19年)																																																									
我が国二国間援助における社会開発分野への援助のシェア	18.8%	23.8%	20.0%	22.4%	27.1%																																																									
	(平成20年)	(平成21年)	(平成22年)																																																											
	17.3%	29.3%	22.0%																																																											
② 障害者問題に関する国際的な取組への参加	192 国連や各種の国際的な非政府機関における障害者問題についての条約や行動計画、ガイドラインの作成等の取組等に積極的に参加する。	<p>全省庁</p> <p>外務省</p>	<p>○ 「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「障害者権利条約に係る対応推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。</p> <p>○ 国連総会、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)等での障害者問題に関する議論に参加。</p> <p>○ 障害者権利条約作成作業に積極的に参加。その際、障害者NGOとの意見交換を緊密に行うとともに、政府代表団員にNGOを追加。平成19年9月に同条約に署名。</p>																																																											

分野別施策		関係省庁	推進状況
③ 情報の提供・収集	193 我が国の国内施策を諸外国へ紹介するとともに、各国の施策の現状に関する情報の収集、提供等に努める。	内閣府 文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者白書概要版の英語版や改正障害者基本法の英語版を作成するとともに、各国の法制度等の情報を収集。 ○ 内閣府のホームページにおいて、障害者基本法や障害者基本計画等の英語版を掲載。 ○ 障害のある子どもの教育に関する専門家を対象とした「OECD諸国における障害のある児童生徒の教育に関する日本－OECD国際ワークショップ」を開催し（平成17年3月2～4日）、我が国における障害のある子どもの教育を紹介するとともに、各国の状況について意見交換を実施。 ○ アジア・太平洋及びオセアニア地域の国々の特別支援教育の発展と教育の向上に資することを目的に、特別支援教育専門家を招聘し、「アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー」を日本ユネスコ国内委員会及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（平成19年3月まで独立行政法人国立特殊教育総合研究所。以下同じ。）の共催により、昭和56年より実施している。（平成22年度まで） ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、国内外の特殊教育のトピックス等をまとめた「NISE Newsletter」及びアジア・太平洋特別支援教育国際セミナーの各国レポートをまとめた「特別支援教育ジャーナル」を刊行し、関係国、各都道府県等に配布するとともに、研究所ホームページに掲載。（平成22年度まで） ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、諸外国の特別支援教育事情等を紹介する「世界の特別支援教育」（平成18年度まで「世界の特殊教育」）を刊行し、各都道府県等に配布するとともに、研究所ホームページに掲載。（平成22年度まで） ○ 平成22年度まで刊行していた英文紀要、特別支援教育ジャーナル及びNISE Newsletter等の国際交流に関する英文刊行物を統合するとともに、電子ブックのNISE Bulletinとして研究所ホームページに掲載した（平成23年度～）
④ 障害者等の国際交流の支援	194 障害者問題に関する国際的な取組等に貢献する観点から、障害者団体等による国際交流を支援する。	内閣府 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の社会活動の中心的担い手となる青年の能力の向上と相互のネットワークの形成を図るため、「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」において、高齢者関連活動、障害者関連活動、青少年関連活動等の社会活動を行っている青年の国際交流を実施。 ○ 平成23年度に開催された国際スポーツ大会への選手及び役員派遣に対し、「社会福祉振興助成事業」より助成。

注：・計画中、「災害弱者」という表現は、現在「災害時要援護者」に改められています。

- ・また、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動等の円滑化の促進に関する法律」は「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」と統合・拡充して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」となっている。
- ・p10の分野別施策番号14の推進状況のうち「精神保健訪問指導」の平成20年度の数値を157,773件から154,773件に訂正します。誤植によるものです。（平成24年12月18日）
- ・P15の分野別施策番号26の推進状況のうち「社会的入院を解消するための「精神障害者退院促進支援事業」（平成15年度～平成19年度）、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」（平成20年度～）を実施。」を「社会的入院を解消するための「精神障害者退院促進支援事業」（平成15年度～平成19年度）、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」（平成20年度～平成21年度）、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」（平成22年度～）を実施。」に訂正します。
- ・P19の分野別施策番号32の推進状況のうち「支援拠点機関設置箇所数」の平成22年度の数値を47都道府県66箇所から46都道府県64箇所に訂正します。誤植によるものです。
- ・P29の分野別施策番号64の推進状況「鉄道車両」平成20年度の数値を1.3%から41.3%に訂正します。また、P30の「旅客船」の平成20年度末の数値を2.4%から16.4%に訂正します。誤植によるものです。（平成24年10月11日）
- ・P62の分野別施策番号143の推進状況のうち「精神保健福祉相談等」の平成20年度の数値を1,130,628件から1,143,919件に、平成21年度の数値を1,130,628件から1,136,133件に訂正し、平成22年度の数値の1,154,935件を追記します。誤植によるものです。
- ・P62の分野別施策番号143の推進状況のうち「精神保健訪問指導」の平成14年度の数値を296,984件から206,984件に訂正し、平成22年度の数値に145,196件を追記します。誤植によるものです。
- ・P72の分野別施策番号174の推進状況のうち「精神保健福祉士の登録状況」の「（平成20年3月末）39,131人」を「（平成21年3月末）39,131人」に、「（平成21年3月末）46,002人」を「（平成22年3月末）46,002人」に、「（平成22年3月末）49,545人」を「（平成23年3月末）49,545人」に訂正します。誤植によるものです。
- ・P82～P90の分野別施策番号190及びP91の分野別施策番号191の推進状況については、集計中で、平成25年4月中旬に掲載予定です。